

いう意味から人件費も省けると思いますが、そういう点が不可能かどうか、この点を伺いたい。

力その他は活用して行く。それにそちらの調査を十分に取入れて、できるだけこれらの政府機関といふものは少人

ますが、又国有財産にいたしましても、取扱方の粗漏等によつて莫大な損害を国家に与えているという会計検査報告書

いと思うのであります。その二つに述べた理由を聞かしてもらいたい。

入れて参ります場合の金融等について
は、若干ダブル点もありますけれど
も、大体においてその分野は非常に大

といひしましては、今お示しのよう
に、私どもは本則はやはり飽くまで民
間の金融機関といふものが中心になつ
てゐるということを本旨といひま
す。ただそれでは現在のような日本の
経済の現状からいたしまして、なかなか
かそれだけで金融の需要に応じ得ない
ということがございますので、これら
の民間の金融機関の足らないところ
を、何と言ひますか、補完すると申し
ますか、補足する意味におきまして政
府機関の金融機関を実は作つてゐるわ
けでござります。お話をよくな……そ
れじやこれらの政府機関と申します
か、政府資金を民間の金融機関に預託
をして運用をさしたらどうか、これら
は一つの考え方としてあると思ひま
す。併しながらこの大きな大事な租税
その他からでてきております国家の資
金である財政資金といふものが十分に
責任を持つて運用されますためには、
やはり一つの独立の機関を作つて運用
するほうが、これらの責任のありがが
はつきりするという点もあるのではないか
とか、こういう観点から特別の金融機
関を作り、それに役員を置きいろいろ
やつてはいるわけであります。併しながら
御承知のように輸出銀行にいたしま
しても、せい／＼人數は數十人の陣容
で以てこれを動かしているわけであり
ます。業務のやり方は、原則として市
中の金融機関との協調融資と申します
か、ペーチセペイトとして金融をいた
すことにしております。従いまして、
できるだけ市中の金融機関の人的な能

業務その他のについても、陣容の重複あるいは無駄を省くように極力配慮をいたしているつもりであります。又お話をような、大蔵省の捨山というお話でございましたが、全然そういうことはないのでありまして、独立の機関を持つて、これらのかたゞに責任を持つて運用して頂くというような態勢で進んでいるわけであります。

○菊川幸夫君 今の銀行局長の話では、責任の眞の所在を明かにしなけれども、はならんと言ひますが、責任の所在といふのは、單に国会における政府の答弁だけでありまして、実際今度の決算委員会の模様を見ましても、全く責任の所在はただ口頭の責任の所在だけであります。事故が起きた場合に誰が責任を負うかといふことがかつとも明かになつておらんのであります。例えれば、甚だしいのは今度の財産税の物納がありまして、事故が起きた場合に誰が責任を負うかといふことがちつとも明かになつておらんのであります。それをとても役所では管理運営ができるないというので、変な業者に委託をしました、ところが業者のほうは潰れてしまな思いをして取上げられた借家などを、つて何とも仕方がないというのが、たくさん今度の決算委員会にも決算報告書として会計検査院の検査報告書をされているのであります。従いまして輸出銀行にいたしましても、開発銀行にいたしましても、事故の起る場合においては、成るほど責任だ責任だと言つてはいるが、一体起きたときには誰が責任をとるかということは、はつきりわからることは、成るほど責任だ責任だと言つてはいるが、とにかく今度の決算委員会にも決算報告書として会計検査院の検査報告書をされて

が「一体大蔵省でその責任を誰がとるか」ということがはつきりされておらんのでありまして、そういうのはただ單なることにおける答弁としては成るほど聞き得るかも知れませんが、実際の面においてなか／＼困難だと、今までの実績から言つてそう思ひうのであります。そこで市中銀行にそれじや委託したことからと言つたつて、むしろそういうのは銀行、永年の伝統のある銀行でございましたならば、むしろ却つて細かく整理もでき、責任感といつても決して私は官庁に落ちるものではない、こういふふうにも見られる銀行もたくさんあると思うのであります。従いまして今の銀行局長の御答弁では、ちょっと僕らとしては余り……答弁としては一応成立つかも知れませんけれども、なか／＼実際上はそう行つておらんと思ひうのであります。さて、それでは今度は輸出銀行と開発銀行を両立さすするより、これをむしろ一つ合同をさせたて、そうして両方の業務を……これは銀行といふものは市中銀行になるところの業務をやりますが、わざ／＼輸出銀行と開発銀行と分けてやつて行く理由をちよつとお知らせ願いたいと思う。そうすれば總裁も一人でよい、副總裁も一人で済むと思うのであります。ですが、そうするとなあこれは行う業務が違うとおつしやればその通りでありますから、決してこれを二つやつたからといつて私はそう困難じやない

いろいろな仕事を現在やつておりますが、これは本則の行き方といたしましては、やはりおの／＼金融の分野といふものがあると思います、近く政府をだしまして御提案申上げたいと考えて行かなればならない。一般的預金銀行と違つて銀行の中でもやはりそういう長期の金融融資を中心としてやる機関というものは、やはりその分野を確定して行かなければならぬ。一般的預金銀行と違つて債券の発行によつて、長期の金融を目的として長期の金融をやつて行く金融銀行というものを整備して行かなければならぬ、こういう意味で近く御提案申上げたいと考えておるのであります。民間の金融機関につきましても、銀行の制度といふものがだん／＼と分化して参りますれば参りますだけ、いわゆる八百屋的な金融機関でなくして、いろいろの目的に従つて運用といふものがなされて参らなければならぬ、かよう考えておるわけであります。さて、今お話を輸出銀行と開発銀行についてのお話であります、この問題は仕事の性質が違うことは、これは御説明申上げるまでもなくよく御承知なうんで申上げる必要はないかと思いますが、その違つた性質の仕事をどの程度一緒に機関でやれるかという実は程度問題に相成るかと思うのであります。現在のところは、やはり開発銀行のやつております仕事とは非常にその性質を異にしておる。勿論外国から開発資金を

現在のところではやはり二本建で行くことが適当であろうと考えておるのであります。ただこの問題は十分検討して見なければなりません。能率を擧げ、殊に人數もできるだけ少い人数で、経費もできるだけ減してこれらの目的を達成するため、更に一つにしどもやつて行けるかどうかという点につきましては、将来といえども十分検討は続けて参りたい、かように考えておる次第でござります。

方でいろいろ違つてゐますが、私はやはり金融の分野を非常に広くいろいろな分野の中で、經營の主体といつて行くのが適当であらう。庶民金融につきましては、やはり庶民金融機関がこれに當る。長期金融につきましては、長期金融機関がこれに當る。長期金融機関がこれに當るだけ分野に従つてやつて行くのが適當である。庶民金融につきましては、やはり庶民金融機関がこれに當るといふに、できるだけ分野をはつきりして行くことが適當であろう。ただこれは実際問題として、然らば今後長期金融銀行ができるだけ結合に、一般の預金銀行、銀行法に基く銀行が長期の金融を全然やらないで進むかという点につきましては、これは日本の經濟の実態から行きまして、一挙にそういうところまで行くことはなかなか困難であります。逐次、それらの預金銀行について申上げますれば、その資産構成ができるだけ健全化、正常化して、長期の金融は能う限り長期専門の金融機関のほうに移して行くといふ態度で進むべきものであろうと考えております。併しながら先ほど申上げましたように、日本の經濟の実情から一挙にそういうふうに行くことはなかなか困難であります。できるだけそういう方針に偏いたい、かように考えております。

が、その一つとして、長期金融機関を設置して、これに長期的なものを肩替りをさせる、そうして市中銀行は短期の運轉資金を主としてやるようになつた。ほうがよからうというような構想も発表されてゐるようですが、そういう要請に応えて、この長期金融機関というものを設置するつもりでありますか。それと今までの興銀、勵銀を、この機関をそのまま活用する構想であるかどうかといふこと、それともう一つ聞きたいのは、横浜正金銀行ですな、あれに相当するような銀行はもうそろく必要になつて来るのじやないか、かように思つてあります。が、今外國為替委員会で大分やつておるようであります。あんなものも、昔の正金銀行のようなものが必要性、これについてはどうお考えであるか、準備をされておるのかどうか、この点について伺ひます。

○政府委員(河野通一君) 現在の銀行と申しますが、金融制度の中で大きな問題として考えられております問題は、お示しの如く第一は長期金融機構、第二は為替銀行と申しますが、外國為替の金融機構、この二つが具体的の大きな問題になる、その外勿論銀行全体の制度の問題についていろいろ問題はあるはずであります。その第一の長期の金融機構を整備するといふ問題につきましては、現在の日本が特にオーバー・ローン、そのうちでも特に長期の資金のオーバー・ローンといふ点に鑑みまして、これらを解決する一つの方法としても、これらの金融機構を整備することが非常に役立つといふ観点に立つて、こういう制度を御提案申し上げたい、かように考えておりま

勸業銀行をどうするかという点については、いろいろ御意見も各方面から伺つておるのであります。現在私どもは検討いたしておる段階であります。今日ここでこれら行政上の措置に関しまして、結論を申上げる段階に至つております。

それから第二点の為替銀行の機構であります。これにつきましては、いろいろ御意見を承わつておりますが、私もどもといいたしましては、この問題については結論をまだ得ておりません。少くとも今早急にこの問題に関する限りは結論を急いで出さなければならんといふ段階には現在のところないと私はも考えております。いろ／＼提案されおります構想は、御承知のように或いは旧正金のような一つの特別銀行を作るといふふうなことをいひでしよう。又そういうものでなく、長期信用銀行法の構想の下に、為替銀行法といつたよ／＼一つの特別のカテゴリーの銀行法を作つたらどうかといふような構想も出ております。又現在のままの形で或る程度これを整備しながら、そういう特別の法律を作らないで行政上の措置で以て為替銀行の制度を整備して行くことがいいというような意見もありまます。又更に進んでは、純粹の為替銀行専門の政府機関、完全なる政府機関を作るべしといふような御提案も出ておるようであります。かく例もいろ／＼非常にまち／＼でございまして、婦一するところがないのであります。が、これらのいろ／＼な御提案を現在頂いておりますので、私どもとして、は目下鑑意検討を統けておる段階であ

○菊川孝夫君 次に、それでは銀行局として金融機関の監督の限界という点であります。が、これはもう今の日本輸出銀行や開発銀行については、政府の金融機関でありますから、あなたのほうで直接すべての面に監督干渉されるのは当然だと思います。が併し、一般的の市中銀行に対する監督でございますが、ややともしますと大蔵省の監督がつき過ぎるというような非難が大部分あります。が、一方でありますと大蔵省の監督が、今度の年末や期末の賞与を通じて一八五%以上を出してはいかんといふようなことをあんた銀行の頭取を集めて一席打つて来たというので、今度はその給与の配分について従事員のほうから経営者のほうへ要求しても、その配分問題も一方ではあなたの言明を胸壁として経営者のほうはなかなか守る、こういうことになるので非常には、そういう面まで干渉されなければ一人歩きのできないような今の銀行の状態であるかどうか。それから将来もそういふ問題にまで立入つてあなたのほうから干渉されるつもりであるかどううか。この点について一つお伺いしたいのですが、どの程度まで、通牒はあるかないかということを調べて見たのですが、通牒は出ていないのです。が、一方はそれを一つの口実として、経営者のはうではない口実、これで大蔵省の御機嫌を損じるとひどい目に会うから、こういうことでありますから、そういうことを守らない場合には何か報復手段があるのであるのですが、その点を一つ。

は、銀行法その他の法律に書いてある範囲内でやつております。給与につきましては、私どもこの点については非常に度のきつ過ぎた干渉をいたしておることはございません。ただ金融機関の経理ということ、殊に銀行につきましては、その経理の堅実性というところを維持して参りますために、いろいろな観点から経理の準則とか、経理の、例えば經常収支の割合等につきまして、いろいろな観点から私どものほうで御指図を申上げておることは事実でございます。その一環として給与等につきましても、普通の企業と違つて、やはり金融機関というものは公共的な立場から、これの社会的経済的な影響等も頭に置きながら、給与については適正なる線を維持することが必要である、こういう観点から私どもの勧告と申しますか、意見はいろいろ申上げてあります。併し先ほどお話をのように、私は別に頭取を集めめて一席打つたということは、やつたことは毛頭ございません。事前に御相談を受ければ、私どもとして経理の堅実を維持する範囲内において、必要な場合においては御勧告と申しますか、意見は申上げておる、こうなうことあります。

出 これをやかましくやればいいので、あつて、銀行としては單なる経費を、それは常識外れの給与を出すとかいうことなればその銀行おのづから預金者のほうから批判をされ、そういう所にはもう預金が集まらないのであります。昔は銀行のほうではけば／＼して背広を着のでさえ遠慮をするようにして、正服に似通つた紺の背広を行員に着せて堅実なものであるといふようなことを示した事実もあつたことを我記憶しておりますのであります。そういうものは自主性に委して、そのくらいいなことはどちらにしても大して銀行がえらい打撃を受けることはないのであります。むしろあなたのほうでやかましく言われるのは、不良貸出によつて生ずるところの危険を事前に防止するというのが、一番大事な使命だと私は思うであります。従つてここで確認しておきたいのは、経理なんかについてはあなたのほうは、意見を求められたときは勧告する程度である、従つてそれによつて別に大した、度外れの場合はいざ知らず、これには何ら拘束を受けないものである、それによつて報復面、報復手段のこととは何もないものである、こういうふうに考えてよろしうございまます。

別に法律上の制限はございませんけれども、私どもといいたしましては指導しておりますことは、例えば銀行の配当でござります、銀行の株式に対する配当でござります。これらにつきましては指導いたす、併し金融機関が、銀行がそういう率の配当をすべきでないと考えております。これらの点からも、それはやらしたらないじやないか、利益が出ているのなら配当をしたらいいじやないかと、いう意見もあつたと思ひますけれども、私どもはおのずから或る程度の限界というものはある、それはどうしてかと言えば、金融機関というものは普通の企業と違つて公共的な性質を持つてゐる、こういう点から私どもはそれがなるならば内部留保を厚くして、うふうことを主張するわけであります。できるだけ金融機関にそういう使命があるならば預金者、取引者に対するサービスの向上にできるだけ重点をおいてやつて行くのが、むしろ金融機関としての使命である、利益が出たからそれをどういうふうに配分してもよろしいといふような考えはいけないといふふうに私は考えておるのであります。これらの点から、程度の問題ではありますけれども、私どもは経理についてやはり十分な何と申しますか行政上の指導をして参らなければならん、この点はつきりここで申上げざるを得ないのであります。なお銀行の利益は御承知のようないろ／＼な形で出て参りますが、普通の企業の利益と違いまして、例えは最近のよろこいわゆるオーバー・ローンの状態におきますれば、日本銀行から相当多額の資金を借りる、銀行

貸出利率を若干引上げるか下げるかによって、銀行の利益といふものが、この日本銀行によつて、銀行の利益の相当大きな部分は動きます。又預金利子を若干上げるか上げないかという問題によって、銀行の利益といふものも非常に動いて来る。ただ普通の企業のようなものでなくして、これらの要素が、相当銀行の収益といつものに対しで大きなエフェクトを占めている現状におきましては、必ずしもその銀行自体が普通の企業と同じような収益の状況、或いは収益の源を持つては私は考えておらんのであります。これらは一に政策次第によつてどうにでもなる、日本銀行の割引レートといつものは、金融政策によつてどうにでも動くわけであります。これを低くすればすぐ利益は出来、その出来た利益は銀行の利益だから、どういうふうに配分してもいいといふことには毛頭ならんと考えてあります。これらの点から、経理につきましても十分国民经济全体に直結しているといふ立場にあるといふ観点から、私どもは銀行の経理につきましては、勿論度の過ぎた干渉はいたすつもりはございませんけれども、適当なる範囲において行政上の御指導は申上げて参らなければならぬと考へております。

これは一般的の利用者に対する対応として安く貸すするといううにすればいい、そういう指導は望ましいと思うのであります。しかし、やはり経理の小さいことにやかましく干渉されることは、どうれども、今問題になつてゐる社用族の対象は大抵銀行の貸出保りだとう、そういうところを指導されておられますか。その点について最後にお伺いしたい。

○政府委員(河野通一君) 私どもは個別の貸出先について詳しく述べて、この貸出は適当でないということを言うだけの能力を持つております。それだけの材料も持つております。ただ私どもは、銀行の検査その他を私どものほうで行なつておりますので、その検査をいたしました場合におきましては、これらの点について、その貸出のやり方がいいか悪いかにつきましては十分検討いたしまして、御注意申上げるところは御注意申上げております。

ただ今の社用族その他に対する資金がどうなつてゐるかといふ点につきましては、私どもとしましては例えば不急な方面への資金を出すことは抑制するようにしておることで、一般的に指導はいたして参つておりますし、検査の結果わかれればいのくとやつておりますが、常時検査以外の方法で逐一貸出の内容を調べて、これはどうだ、あれはどうだといふことを言うだけの私どもに力はございません。全体の大綱をして、そういう方向に金融活動がうまく動いて行くよう指導いたしております、こういうわけでございます。

○木村福八郎君 ちよつとさつきの銀

さんも御存じのようだ。一時銀行が非常に儲かつて、銀行員の給与が一般の民間給与より非常に高かつたといふような時代があつた。あれはたしか愛知君が銀行局長をやつてゐる頃だつたと思うのですが、あれは通牒みたひなものを見ました。ところが聞きますと、やはり依然として大蔵省は經理の監督といふ名によつて相当干渉している。一種のこれは實質的には資金統制みたいに私は思われる。相当私は行き過ぎでいると思うのですが、それは銀行のほうは、大蔵省のそういう銀行の經理監督の名によつて、給与引上げの抑制ですか、こういうことについて、それを桶にとつてなかなか引上げに応じない。勿論一般民間賃金より著しく高いということになれば問題だと思うのです。さつき銀行局長の言われたように、日銀の貸出によつて相当利益を挙げている面があるのですから……併し最近の実情を見ましても必ずしもそうじやないと思うのです。そこでその賃金、特に給与に関する大蔵省の通牒みたいなものは、あれは僕は一種の資金統制みたいなものだと思うので、あいいうことはやはり銀行の自主性に任せらるべきであると思う、個々の銀行の経営のやり方というものがあるのですから……。そこで日銀の貸出による利益以外に、いわゆる銀行員の努力によって成績が上つた。そこは組合と当局との自主的な交渉によつて、その妥当な点をきめさせて行く。こういうのが

私は当り前だと思うのです。それは公益性ということは勿論尊重しなければなりませんが、それだからといって、どうも大蔵省では、銀行員の賃金に最近では干渉しているというような面が見えるのです。この点については相当不満もあるようです。全銀連あたりから陳情が来ております。それからむしろ最近では愛知君が紹介議員になつて、その講演を受付けているのです。前にそういうことを出した愛知君が、紹介議員になつて講演を受付けていい。ですからそれが不當であるということがわかつて来たと思う。だからその点については、それが不當な干渉にならんよう、この点やはりはつきりここで私は意見を伺いたい。

○政府委員(河野通一君) 不当な干渉にならないようには十分やつて參りました。と思つております。具体的なお話になりますが、私どもは金融機關の經營者に対して、経理の立場からいろいろ御意見を申上げることとは、これは止むを得ないと思うのです。併しお示しの点のように私どもは不当な干渉を給与についてもいたすというつもりは毛頭ないのであります。

○木村福八郎君 その経済全体について、それが対外的なわゆる信用を害するようなことがないよう監督することは十分しなければならんのですけれども、会社の経理の内容にまで立入つて、特に給与ベースにまで立入つて今まで勧告されたことは私は行き過ぎだと思います。民間の普通の会社にそういうことを干渉されたら行き過ぎですよ。賃金統制と同じになると思うのです。ですからこの点は十分……

そういうことまでは私は干涉すべきだ
やない、それは自主性に任せるべきだ
と思うのですが、今後そういう干渉は
されないということを私ははつきりこ
こで伺いたいと思います。成るほど、
銀行の経営全体についてはこれは預金
者保護の点についてやらなければなら
ないのでですが、その点幹事について特
にそういう勧告をされたのですから、
これは私はほかの企業と比べて特に銀
行業を不当に干渉するものじゃないか
と思うのです。

からこれは開発銀行法の書き方であります。たゞ納得することができるわけです。ところが一つ不可解な、今度の場合と全く同例なものは、住宅金融公庫法においては、「公庫の資本金は、五十億円とし、政府がその全額を出資する。」
「公庫は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。」こう第二項について、今度の場合においても五十億ですか、増額することになつておる。而もこの公庫の資本金の五十億を百億にするという法案は出てない、こういう住宅金融公庫法が今度の改正にきつぱり当てはまるわけです。ところが国民金融公庫法は、公庫の資本金は、百億円とするというように、常に増資をする都度、この公庫の資本金の改正をする法律案を提出しておる。こういうふうに同じ政府機関である銀行、金融業務を行つ機關についてこの法令が違つておると、菊川委員からしよつあうこの委員会でも言わられるのですが、どうも立法が非常にまちまちであつて、統一を欠き、困ると思うのです。そうして実際問題としておかしいので、この資本金は、当初の資本金はこのままであるならこれは話はわかる。けれどもこの輸出銀行の資本金は百七十億とする、とこうであつて、そうして大蔵大臣の認可を受けければその都度、今度も三十億増すのですから、そういうふうに知らぬ間に増しておる。法律案を見れば百七十億である、ほかのを見れば二百億になつておるといふことはおかしいので、これはどうしても委員の皆さんとも相談をして、これは改正というか、考えなければ

○政府委員(河野通一君) 同じような種類の金融機関につきまして、資本金の点について規定がまち／＼になつておられますことは誠にお示しの通りでございまして、これはそれ自体としては面白いと思います。これは御承知のように、まあ沿革的にいろいろ占領下の特殊な事情もございまして、まちまちになつた條文がすつと出来まして甚だ申訳ないと私は思います。できるだけ早い機会に統一すべきものだと考えます。又今、今度の輸出入銀行法の第四條につきましての改正案は、文理上全く今お話のように開発銀行と少し平仄も合つておりますので、書き方としては適当でないという点もあるかと思ひます。ただここで私どもが考えましたのは、この前も申上げましたように、予算その他の関係で輸出銀行の資本金額が増加されるようになつた場合に、この法律を直して、その資本金の金額をこれ／＼だと書かなければ、どうしても予算は通つてもあれでできないというふうなことにならないようにして置きたい。そのためには認可とか何とかいう制度で便宜その予算の通つたものはこのまま繋げるようにして置きたい。一番いい例は、今度の場合はまあ輸出銀行の改正が国会に出ましたからもういいのであります。国会に輸出入銀行行の收支を殖やすといふ予算が出まして、輸出入銀行の改正法はこの国会に出ないといふ場合があり得るわけですね。その場合には一応予算が通つたものとの改正是認められねばならんということにするか、或いは場合によりまつたら、その場合には一応予算が通つたものと改正是認められねばならんといふ以上は認可で資本金を増して置いて、

に綿花を輸入してすぐ輸出をするためのものである。そういうものが一応為替銀行の整理の問題とも関連して、これは又別にお聞きしたいと思つておりますが、普通のそういう外為は、普普通の整理できるまでの間はどうするつもりですか。依然として日銀で、もう一遍ああいうことをやると、いう場合には、日銀に今まで通りやらせるつもりか、或いは別個の銀行で考えるのか。そうなつて来るといわゆる資金の長短期によつて窓口を変えて行くつもりなのか。

○政府委員(河野通一君) 先般も御質問があつたのであります、綿花借款、綿花クレジットにつきましては、これは資金の性質から一種の短期のクレジットで、現在の少くとも輸出入銀行の機構なり、使命、性格から見まして、これらの資金を受入れる機関としては輸出入銀行は適当でない私ども考える。じや日本銀行をどうして使つたかといふお話をいたしますが、これも本来日本の為替銀行の制度がはつきり整つておりますれば、やはり今お示しのよう日本銀行を必ずしも介在させる必要はないかと思います。併し現在对外的にもなかなか為替銀行の制度がまだ整備をいたしておりません。対外的信用もまだ一人歩きができるまでに実は遺憾ながらなつております。

これらの關係でいわゆる信用をバッタしたわけであります。将来の問題につきましては、先ほどお話のございましたように、為替銀行の制度を整理し

て参つて、これの対外的な信用がだんじまして、最も適当な一つの金融受入れの機關として使つて行くということは十分考えられることであると考えます。

○木村福八郎君 只今的小林君の質問に関連するのですが、私お聞きしたいと思つておりましたが、この三十九條ですが、「外國の銀行その他の金融機關から外貨資金の借入をすることができる。」これはもう少し具体的に説明して頂きたいのです。この東南アジア開発とか、そういうような場合に、その東南アジア開発のために必要な資材を輸入する、そのときにその輸入資金について借り入をするということになると、うのですが、それは何が大体の予定があつたのじやないかと思うのです。ただここに漠然と将来外貨資金を外國銀行から借りれるというそんな漠然たるものではないのであって、大体二十七八年度、二十八年度とかと、大体具体的なプランがあつたのではないかと思うのです。その点が一つと、それから開発銀行については主として電源開発の外資が予定されておつたと思うのです。その点具体的に、これはどういうものと予定して、外貨を借り入れるのか。東南アジア開発に関連してもう少し具体的に御説明を願いたい。それから開発銀行の場合も、漫然とこういう規定を私は入れたのではないと思うのですが……。

○政府委員(河野通一君) 外資の導入につきましては、いろいろ政府としても一生懸命に現在やつておるわけですが、この輸出入銀行、或いは開発銀行につきましてはまだ御提案を申上げて

は、同じような規定を入れて頂くようになります。輸出入銀行の、若し外貨資金の借入をします場合の用途をいたしましては、やはり今木村さんからお話をございましたように、東南アジア開発というふうなところに結び付いたいわゆる外資の受入れということに相成ると思います。併し現在のところでは、私どもの承知いたしておりますところでは、非常に具体的に相手方及び用途につきましてはつきりとした具体的な計画があるようにも聞いておりません。今後いろいろな形で、経済協力をその他、或いは東南アジア開発の計画の促進に応じまして、これらの問題がだんだん具体化して行くものと私ども期待をいたしております。その場合におきましても、直ちに受けられるようないわゆる法律上の制度を整えておきたい、受けの態勢を整えておきたいという意図に基いております。これは開発銀行につきましても同様でありまして、現在具体的にどこからどういう資金が、どういう用途のために入つて来るという具体的な計画までできておりません。

○参考人(山際正道君) 只今のお尋ねの点に関しましては、実は銀行局長からお答えがありました通り、具体的な借款の案につきましては、何もまだ話はございませんです。然らば将来のために備えてこの規定を設ける必要があるにございましては、何もまだ話はないにございません。しかし将来ために備えてこの規定を設ける必要があるにございませんで、何もまだ話はないにございませんが、具体的な話はございません。が、例えば考えられる場合といいたしましては、一般的に申しますと、例えば国際競争等でプラン輸出をして参ります情勢を見ておりますと、各國が競争上だん／＼長期のクレジットを出ししつつあるのであります。ヨーロッパ諸国は、例えば南米等におきましては、だん／＼その融資期間が長期化されれて参るのではないかと思うのですが、そうしますと、入るべき外貨があるので補充しないと、あのプラン輸出の素材も入らんという点もございましょう。と、國全体の国際收支から申しまして、それに見合う外貨をどつかけて融資義務が行われますような場合におきましては、その前金の形といたしまして、外國へ資金を貸します場合、その資金は外貨を以てするので恐らく原則にならうと思います。即ちその前金の形で輸入の契約をする、こういう形になります。外國が開發をいたしまして、よつて得たところの生産物を以て日本と長期の形で出したました外貨を基礎に、その形で外貨を貸します場合、そると思ひます。そうするとやはり所要の外貨というものを、国際收支の全体

○木村謙八郎君 この輸出入銀行もそうですが、開発銀行についても同様のことが言えると思いますが、国内の資材を使って、そうしてこれを長期的に東南アジアに輸出して、そうしてそれが物として返つて来まるまでの期間、それが仮に長期になれば、それだけ日本国外貨が足りなくなる。そうすると今度は日本の輸入の外貨がそれだけ不足になる。僕は開発銀行についても同様なことが言えると思う。そのギャップを埋めなければ、いわゆる国内的に東南アジアの開発のためのインフレ、インフレといえども変ですが、国内に物資の需給のアンバランスが出て来る。開發銀行についても同じだと思う。そういうアンバランスを埋めるために、いわゆる外貨、外資というものが必要である。これで日本経済の不均衡を調整しつつブランケット輸出も多くやり、国内開発も電源開発も多くやる、こうしたことになつておつたと思うのです。ですから当然これには二十七年度においても、二十八年度においても外貨というものが予定されていなければ、それが非常なアンバランスになつてしまふと思う。国際収支も国内の外貨の需給計画についても、そういう点が若し外資が入つて来ない、仮に非常に困難となつたらどうなんですか。常に困難となつたらどうなんですか。この輸出入銀行の場合、仮に困難である場合に、只今御指摘になりましたような観点からいたしまして、或る程度補充する必要があると思います。さようした場合に、只今御指摘になりましたような條項が働いて参る、こういうことがあります。ただ直頭に申上げましたように、具体的な借款につきましては何ら現在のところはございません。

る、困難となつたら長期の契約ができないなくなると思う。そうするとこれは非常によその国との競争上困難になる。東南アジア開発というようなことは期待できないと、こういうことになるとと思うのですが、その關係はどういうふうになるのでしょうか。

済自立を考える場合に、大体電源開発にして、最近ではどうか知りませんが、最初では一応外資依存ということを考えられておるようです。二億八千円ですか、三億円ですか、従つて譲和後の日本経済自立の計画があるはずだと思うのです。安本においても、それからそれに即応したような輸出入銀行についても、東南アジア開発計画につ

そういうことが具体化して
ば、その外資の活用によつ
て、行の使命を更に十分充実し
行きたいと、こういふう
いと思はます。現在のことこ
と計画といたしましては、外
予定いたしておりません。

参ります
て輸出入銀
休憩いたします。
午後等時二十五分休憩
午後二時十一分開会
○委員長(平沼彌太郎君) それでは午
前に引続きまして大蔵委員会を開いた
します。
租税特別措置法等の一部を改正する
法律案、資本再評価法の一部を改正する
に困難にな
に努力した
るでの資金
資の導入を
て達成して
て輸出入銀
参ります
て輸出入銀

その第一点は、住宅の新築を促進しようという見地から改正を加えた点でございます。その一つは昭和二十七年一月一日つまり本年一月一日から今後五カ年間に居住の用に供する新築家屋を作りまして、それを賃貸したり、又は会社等が従業員の居住の用に供しました場合におきましては、今後三年間は五割減の寺町賃利を認ることとこ

休憩いたします

午後零時二十五分休憩

いたしますので、これらの問題の推移によりましてはお話をのように更に積極的に外資の導入、長期の外資の導入を図つて参らなければならんということにならうかと思ひます。併し只今のこところではそういうた具具体的な長期の外資の導入の計画は具体的にはまだ熟して参つておらん。このことは事実でござります。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて。

○木村謙八郎君 じやもう一つ。問題は大きくなりますが、識和後の日本経

○政府委員(河野通一君) 経済自画及びそれに基く外資の導入計画を立てておこなっては、私資料も実は持合しませんし、そのほうの権威者でありますので、別のかたからお聞きいたいと思います。少くとも日本銀行の今後の資金計画といいたしては、一応今立てておりまする計画としては、特に外資の導入定しないで、一応計画を立てておこないましたように、日本の経済後の推移によりましては、外資が来て来ればその外資ができるだけこの目的に活用して参るという非常に結構なことでござります。

立計につけておあり願ふ輸出業者と画と予を予りま指摘の今入つ銀とは今後

にはたしましても、ドルに
ても、輸出入銀行がその使
るため必要な長期の外貨を
見通しではそんなに不自由な
な日本の外貨事情ではない
ります。併しこれは言葉は共
のでありますか、更に外資との
の外資が入つて参りますれば
できるだけ活用して行くと
なれば、更に日本の経済は
る面が非常に多いのであります
そういう方面に進めて参りま
す。現在のところでは外資ヨ
ンとしてはそう支障も起き
むのじやないかと思います。

いたしまし
筋を達成す
には、今の
をするよう
と考えてお
非常に悪い
からも長期
は、これを
いうことに
ノラスにな
ます。極力
たいと思い
員のポジシ
がないで済
これを使って

納綱という印刷しました書類をお配りいたしておりますので、それに基きまして御説明申上げたいと思う次第でござります。

先ず租税特別措置法等の一部を改正する法律案でございますが、この法律によりまして改正しようとする事項については、実は雑多な事項がございまして、最近における経済事情或いは社会事情等の変遷に対応いたしまして、それそれ租税上特別に措置すべき事項につきまして各般の事項を網羅いたしまして、規定いたしておる次第でございまして、従いまして事柄の内容が多岐に亘っておりますことを先ず申上げておきたいと思います。

二十坪以下であれば勿論差支えない、その種の建物につきましても同様な特例を認める考へてござります。それからその次は登録税でございま
すが、登録税につきましては、家屋を新築いたしまして保有の登記をいたしま
すと、現在千分の六の税率で課税さ
れることになつておりますが、これを
千分の一に軽減することにいたした
い。それからなお建築資金を借りれる
ために抵当権の設定の登記をする場合
が大部分でござりますが、まあそうば
う場合におきます抵当権の取得の登記
につきましても、現在千分の六・五と
いう税率になつておりますのを千分の
一に輕減することにいたしたいと、か

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め
て。
○木村謙八郎君 じゃもう一つ。問題
は大きくなりますが、識和後の日本経

○政府委員(河野通一君) 経済自立計画及びそれに基く外資の導入計画につきましては、私資料も実は持合しておりますんし、そのほうの権威者でもありますんで、別のかたからお聞き願いたいと思います。少くとも日本輸出入銀行の今後の資金計画といたしましては、一応今立てておりまする計画といたしましては、特に外資の導入を予定しないで、一応計画を立てております。ただこの問題は、先ほども御指摘ございましたように、日本の経済の今後の推移によりましては、外資が入つて来ればその外資ができるだけこの銀行の目的に活用して参るということ是非常に結構なことでございます。今後

にはたしましても、ドルにても、輸出入銀行がその使ふるためには必要な長期の外貨を見るために必要な外貨見通しではそんなに不自由ではありません日本の外貨事情ではないります。併しこれは言葉は共りますのであります。更に外資が入つて参りますれば外資が入つて参ります。なぜなら、更に日本の経済がござる面が非常に多いのです。そういう方面に進めて参ります。現在のところでは外債ヨンとしてはそう支障も起きてゐるじやないかと思います。

いたしまし
筋を達成す
には、今の
をするよう
と考えてお
非常に悪い
からも長期
は、これを
いうことに
ノラスにな
ます。極力
たいと思い
員のポジシ
がないで済
これを使って

納綱という印刷しました書類をお配りいたしておりますので、それに基きまして御説明申上げたいと思う次第でござります。
先ず租税特別措置法等の一部を改正する法律案でございますが、この法律によりまして改正しようとする事項には、実は雑多な事項がございまして、最近における経済事情或いは社会事情等の変遷に対応いたしまして、それそれ租税上特別に措置すべき事項につきまして各般の事項を網羅いたしまして、規定いたしておる次第でございまして、従いまして事柄の内容が多岐に亘っておりますことを先ず申上げておきたいと思います。

二十坪以下であれば勿論差支えない、その種の建物につきましても同様な特例を認める考へてござります。それからその次は登録税でございま
すが、登録税につきましては、家屋を新築いたしまして保有の登記をいたしま
すと、現在千分の六の税率で課税さ
れることになつておりますが、これを
千分の一に軽減することにいたした
い。それからなお建築資金を借りれる
ために抵当権の設定の登記をする場合
が大部分でござりますが、まあそうば
う場合におきます抵当権の取得の登記
につきましても、現在千分の六・五と
いう税率になつておりますのを千分の
一に輕減することにいたしたいと、か

第六部

ように考えております。先ほど述べました償却の事項はいずれも貸家とか或いは会社が社員の用に供しておる家でございまして、自家住宅は入っておりません、償却の問題はございませんので……。この登録税の問題は、自己住宅たると賃住宅たるとを問わないで全部入れる考え方でございます。登録税の場合は而ういたしまして、自家住宅等も入つて来ますので、坪数に制限を置かないで居住用の住宅には一般に適用いたすよういたしたいと考えておる次第であります。これが住宅の新築等に対しまして租税上できる限りの援助を与えようという意味におきまして特別に措置しようという事項でございま

課税する。で、百万円の家を売りまして百二十万円の家を買いました場合はこれは又全部が前の家があとの家によりかかつておると見られますので、この場合は全部課税しない、こういうことにいたしておる次第でござります。農地の場合におきましても、同様な關係になります。まあ交換の場合でも同様になります。

税の課税の問題があるのですけれども、が、この問題は理窟を申しますとこれも確かに一つの理窟でございますが、やはり実際問題いたしまして無理なところがありますから、物納の場合におきましては譲渡所得税は課税しないことにいたしたい。ただ再評価税につきましてはやはり課税することにしよう。こういう改正でございます。

では先般も申上げました通り、新税法が実行されました後におきましては、その條項の改訂方を民間使用者のそれぞれ契約書におきまして申入れ頂いたらどうであろうかと言つてはいるのであります、そのためには若干のやはり余裕期間が必要だという意味におきまして来年の一月一日以後これを適用することにいたしたい。それで今度新らしく課税しますものの中でも、例えば映画のロイヤルティについたものにつきましては四月一日からすぐ一〇%の税率で徵収する予定でござりますが、特許権等につきましては、この種の税種につきまして特許権を使用いたしまして、現在技術の改善、或いは生産の増強等に努めておられます産業方面に及ぼす影響をできるだけ少くする

通の所得の三割を超えるときという場合におきましては、その超える部分に対応して法人税の分は三分割いたしまして、それべつ六ヶ月、十二ヶ月、十八ヶ月目に分納することを認める、こういう特例を講じようという趣旨でござります。

それからその次は、航空事業用の揮発油につきましては現在課税いたしておりますが、御承知の通り航空事業は最近再開されたばかりでございまして、まだどうも経営の基礎が十分成立つていません。そういう際におきましてこれらの課税がございますと、どうもやはり航空事業の将来の発達のために面白くない。で財政等から行きまして若干赤字を生ぜざるを得ない状況にありますとの、つまり乗客に対するましては通行税を課することにもなつておりますので、そういう点を合せ考慮いたしまして、この際一年間揮発油税を免稅にしたらどうかという提案でござります。

それからその次は、なお雑多な事項についてますが、更生保護事業を営む

それからその次は、居住用住宅や農地を買換える場合の譲渡所得の減免の問題であります。この問題は先般の要綱にも掲げておりましたので、すでに御説明いたしましたので、ここで重ねて述べる必要はないかと思います。要するに一年以内に同種の財産を買つたり売つたりする場合、これはあとの財産を先に買いまして、その後一年以内にあとの今まで持つております財産を売つてもよろしいし、反対に今まで持つていた家を先に売りましてその後一年以内に新らしい家を取得してもよろしい、その譲渡をいずれの場合にも認めることにいたしております。勿論金額が同じでありますれば問題はございません。全額その際には譲渡所得税はありません。課税しないということになりますが、今例えば百万円の家を売りまして五十万円の家を買つたと、こういう場合におきましては、差額の五十万円分に相当する分だけはこれはやはりその際に

ますので、まあ理窟は別といたしまして、即しない点がありますので、若干緩和しようという考え方ございます。
一つは例えば土地建物、書画、骨董の類を公益法人を作りまして寄附しようといこうこういうかたが聞々あるようであります。まあそういう場合におきましては譲渡所得税を課税しない。併しこれは場合によりますと名目だけの移転で、実質は従来の所有者が利益をそつくり得ているという場合もござりますので、大蔵大臣が指定することによりまして、そういう何と申しますか、弊害の多いような方法でやります場合には該当しないような余地を残して置こうということにいたしております。
それからその次は相続税を納めるのに物納した場合にこれは山林の場合が多くあるのでありますが、物納いたしましたと、やはり所有権が移転しますので、そこでやはり譲渡所得税の再評価

は課税しないで、再評価税だけ課税するということにいたした次第でござります。

それから次は、特許権の使用料につきまして、今回の所得税法の改正での種の使用料を、外国にいる人が受取る場合におきましても、二〇%の源泉課税することに改正を加えようとしている次第でございますが、先般も申上げました通り、日本経済の再建のためには緊要な事業に使用する特許権等の場合におきましては、どうしてもやはり或る程度日本に権利を留置しまして経済の再建を図る必要がございまして、源泉課税の一般の税率二〇%をこの際一〇%に軽減する。それからこの点につきましては先般も申上げました通り、現在特許権の所有者との間に結んでおりまする契約の中に、日本においてかかる税金は使用者側の負担としましてはかかる税金は使用者側の負担とするといつたような條項を入れてい

面に及ぼす影響ができるだけ少くするという考え方でございます。なおアメリカ等の関係におきましては、日本において所得税が課税されまするその税額は、アメリカの法人税、所得税等から控除される関係は、一般も御説明申上げた通りでございます。

それからその次は、賠償指定施設に対する税額の納期限の特例に関する條項でございまして、賠償指定施設が解除されました場合におきましては、現在は帳簿価額を零にしている。そうして零にしますと同時に税法上損金としまして認めているわけでございますが、今度はそれを元に戻すわけになりますが、これはやはり差額につきましては法人税を課税すべきであるという考え方でございます。ただ一時的に全額納付せしめるということは負担の実際にも即しませんので、その帳簿価格の付替によりまして増加するところ

ありますとの、いま一つは乗客に対しましては通行税を課することにもなつておりますので、そういう点を合せ考慮いたしまして、この際一年間揮発油税を免税にしたらどうかという提案でござります。

それからその次は、なお雑多な事項でございますが、更生保護事業を営む法人につきましてはこれは登録税を課税しないことにする。これは類似の法人の場合におきましてやつてはいることでございます。

それから外貨債につきましては、一般の国会におきまして特別の法律が成立いたしましたことは御承知の通りであります。が、戦時中に外貨債処理法によりまして外貨債を邦貨債に引換えまして持つてはいた。それが財産税の、相続税の課税の対象になつております。ところで今度の新らしい法律によりましてそれが又御破算になりまして元に

税の課税を更正しようという趣旨でございます。それからその次は臨時物資需給調整法が四月一日を期して廃止になる予定でござりますが、その廢止されましたが後におきましても酒類につきましてはやはり或る程度の特別配給が必要じやないか、こういう点を考えまして、その根拠規定を今までは物調法に求めおりましたか今回は租税特別措置法に求めようという改正でございます。即ち生産の奨励その他一定の目的のために特別に配給する場合におきましては加算税を免除しました。安い価格で酒類を供給することができる、こういう規定を設けまして物調法に置替えようという考え方でございます。

それから最後は国税徵収法の改正でございますが、現在国税徵収法の規定によりまして徵収猶予をする場合におきましても、例えは病気になつたとか或いは災害に遭つたとかいつたような場合で徵収猶予をします場合は、利子税を減免することができることになりますので、これに関しまして、例えは營業上の重大な損失を蒙つたとか、その他納稅者の責任もあるといつたような場合におきましては利子税を減免する規定を置いていいない。ところが最近の状況から鑑みますと、どうもいろいろ事情がありまして一遍に利子税を徵収するのはどうも如何であろうかということもござりますので、国税徵収法の規定に基づきまして國税徵収を猶予するという場合、それから滞納処分の執行の猶予をする場合につきましても、昨年新たに國税徵収法を改正しま

そういう場合におきましては、止むを得ざる事情ありと認める場合におきましては利子税を減免し得る規定を追加しまして、納税者の事情に則し得るようにして、納税者の趣旨の改正をござります。

次は資産再評価税の一部を改正する法律案でござりますが、これにつきましても、先般からこの中の事項は御説明申上げている事項が多いのでございますが、「一つは相続が開始しました場合におきましては、先ほど譲渡所得税の課税について申上げましたように、同時に再評価税も課税するということにいたしておきましては、再評価税も譲渡所得税も課税しないでおきまして、その資産を相続人がのちに実際に処分した場合に課税することにしようというふうに改めようというのでございます。

それから第二の点は譲渡又は贈与の場合の再評価税につきまして一定の軽減をしよう。この再評価税の例えは償却資産の再評価の場合の再評価税につきましては、これは適用するつもりはございませんが、不動産なり株式等を処分した場合におきまして、いわゆるみなす再評価といたしまして再評価税にかかる場合、こういう場合におきましては譲渡所得税と同じように小額のものを排除する場合におきまして、十万円の控除をいたしたい。これによりまして負担の軽減と、課税や申告が非常に簡素化されるものと期待しているわけでございます。

それからその次は賠償指定施設に対する償却と再評価税の納期の特例

に關しまして規定を設けた点でござります。法人が指定を解除された賃償指定期施設につきまして帳簿価額をつけた、つまり一旦零にいたしました記帳このときにおきましては、先ほど申上げましたように、その差額に対しましては法へ税を徴収するのでございますが、今までの償却不足をどうするか、これは零に記帳しておりますので、新旧勘定併合後は償却を認められません。併し現実におきましては、實際に動いていた場合が多うございまして、従前の帳簿価額に相当する額まではこれは遡つてやはり償却を認めたほうが妥当ではないか、こういう意味におきまして、その部分につきましては一時に償却することを認めようといふ趣旨でございます。これはこの規定がございませんと、勿論再評価、この帳簿を新らしくつけ替えた後ににおいては、税法上の償却はできますが、新旧勘定併合後帳簿をつけ替えるまでの期間は償却が一つもできないということに相成るわけでございまして、それをこの規定によりまして認めようといふ趣旨でございます。

それからいま一つは、こういう法人が従来の帳簿価額よりも高い再評価をする、これは認めるのは当然でございまして、賠償指定施設の指定が解除されました後におきましては、この再評価をすることを認める、これはもう再評価法でかようになつております。ただその際におきまして、再評価の納期につきまして一般の例によりますと、法人の場合ですと、昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度までしか延納を認めていないのであります。

解除があつた日から五年を経過した日を含む事業年度までその納期を延長することにいたしたい、つまり指定をされた事業年度から五年間再評価税の延納を認めることにいたそう、そういう趣旨の改正でございます。以上二点が再評価法に基きまする賠償指定施設に対する再評価の場合の課税の特例でござります。

最後は、これはもう技術的なことでございますが、相続等におきまして再評価税がかかる場合でござりますが、その際には相続税の延納利子と同じよう今四銭になつておるのを二銭に引下げようというのでござります。相続税の翌年度の利子と同じようにする規定でござります。

その次は、通行税法の一部を改正する法律案でござりますが、これも比較的小さい改正でござります。その一つは汽車電車等の特別二等車のいわゆる座席券については、現行税法ではどうも規定の解釈上課税するのが無理のような点がございまして、課税いたしていかつたのでござりますが、これはやはり事柄の性質上当然課税すべきものでござりますので、今回法律を改めまして、特別二等車等のいわゆる座席券に対しまして新たに通行税を課税しようという趣旨でございます。それから第二の点は、納付手続でござりますが、まあ国有鉄道は広く全国的に営業いたしておりますので、毎月はつきりした税額を納めるということは非常に無理でござります。従来も或る程度抜いで、概算納付を認めていたのでございますが、これはやはり法律にはつきり根拠を置かないと面白くない点がござ

いまでのとおり、今回その規定を設けました。或る月の通行税は翌月末までに一応概算で納めまして、その次の月に精算いたしまして通行税の納付をはつきりさせる、こういう改正を加えることになつております。

それからその次は、災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案でござりますが、まあこの点につきましては、最近における所得税の負担の状況、所得が一般的に前回の改正の際よりも増加しておる状況等に鑑みまして、軽減の適用区分を改正することにいたしましたのでございます。即ち現行法によりますと、所得金額十五万円以下の場合におきましては、災害等によつて甚大な被害を受けた人の場合は、所得税の全額を免除することになつております。またのを二十五万円以下までのとくに全部免除することにいたしました。それから三十万円から十五万円の人につきましては、所得税額の半分を軽減いたしておりますのを今回五十五万円から二十五万円までの間の人につきまして半分を軽減することにいたしました。

従来は三十万円を超えますと、この減免法に基く軽減、免除はいたしていかつたのでござります。ただ所得税法におきまして災害を受けました場合には、被害の金額を課税所得額から控除しておつたという規定でございます。或る所得者は主としてその規定のはりこういう趣旨においても、もう少し上の所得階級まで十分事情に即したほうがよかろう。半分軽減で打切つて

おつたのを、今度は四分の一軽減という段階を一つ設けまして、八十万円から五十万円までの間の人につきましては、甚大な被害を受けました人について同様でございませんが、所得税法におきます損害額を課税所得から控除するにいたしまして、こういう改正でございます。勿論これはすべての人に有利な人の場合におきましては本人の選択によりましてそちらを選択し得ることになつております。でござりますが、そのほうはやはり相当損害額の見積りその他につきまして問題がございまして、中小納税者の場合におきましては、むしろ家財の半分やられたとか、或いは住宅が半分滅失毀損したとか、そういう比較的簡単な基準でこのような減免をしたほうが便利な場合がございまして、そのような意味におきまして災害被害者に対する減免の比率は実際に相当適用されておるようでございます。それを改正しようというのが今回の趣旨でございます。

○委員長(平沼彌太郎君) これに対し
て御質疑はございませんか。
次第でございます。
以上大体四法律案につきまして、そ
の要点を補足しまして御説明申上げた
合におきまして、納税者の立場を考慮
しました税の軽減措置をいたそう、こ
ういう趣旨で改正をいたしたような次
第でございます。

○小林政夫君 予算の説明書ですか、
を見ると、例の遭難家族の老年者及び未
亡人並びに傷痍軍人について一般より
五割増し、この措置がつまりこの租税
特別措置法等の一部を改正する法律案
に出るかと思つてはいたのですがこれに
もない。これはどういう方法でやるの
ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) あのほうは、御承知の通り遺族援護法といふ法律が、名称については若干問題があつておりまして、その附則で所得税法の改正を行うことにしてはどうか、この附則に実は載つかることになつております。

○小林政夫君 そうすると、まあ先日の議論と同じことになるのでどうやうにも……。これにもあなたのほうも同意されたわけですね。やはりこの租税特別措置法についてで、こういうふうに

○政府委員(平田謙一郎君) これは所得税法自体を改正しようという趣旨の改正でございまして、での場合におきましては本体になります道旅族の援

譲りというのは非常に大きな一つの目的でござりますので、それに附隨しまして一つの附加的な措置いたしまして、所得税の軽減を行おう、こういう趣旨でござりますので、そのような形式をとりましても産業合理化法とはややちよつと趣きを異にする、産業合理化法の場合は小林さんからお述べになりました通り、むしろ特別償却自体があるの法律の主たる部分を占める。そういう意味におきまして私どもいたしましたが、できればやはり税法改正自体といたしまして出したほうがいいのじやないか、こういう意見を持つておつたのであります。が、援護法の場合はややそれとは、ややではございません、大分程度は違うようでござりますので、そのような方式をとる必要はない、かのように考えたわけでござります。

実は遺族扶護法の附則で所得税法自体を改正しておる。従いましてあの援護法が通りまして公布されなければ、所得税法自体が実はその部分につきましては改正されまして公布される、こういう結果になりますので、国会の御審議の都合上は如何かと思うのでござりますけれども、あとは実際に適用します場合におきましては、その点の問題はないかと存じます。
それから適用を受ける範囲等につき

ましては、どうしてもやはり採用法の規定を援用し、そこに乗つからざるを得ない、乗つかつたほうがあつたので、そういう間にござりますので、ややお詫びのう關係にござりますので、ややお詫びのう點もござりますが、そつ大きなかつた弊害はなかろう、という趣旨で今回はいたしましたことを御了承願います。

○黒田英雄君 特別措置法要綱の第四、これは「重要な工業所有権等に対する使用料」とあります。それから又その次は「日本経済再建のため緊要な事業に使用する工業所有権等の使用料」とあるのですが、これはどういう標準で以てきめられるのですか。

の小林委員の御発言、私どもも今後どう意いたしたいと思っております。附加えておきますが、今回いたしております住宅の施設は、実は一部には住宅促進法といつたような考え方がありまして、その中に住宅組合等の規定と一緒に入れたらどうかという意見がありましたが、これはやはり面白くない、これはやはり租税特別措置法で行くべきであるという考え方で、そういうものと別個に提案いたして規定いたしましたが、私はどちらとも思っておりません。

それから只今の黒田委員のお尋ねであります。これは現在も御承知の通り外資導入に関する租税特別措置法の特別規定で一定の業種を指定いたしております。大体あれと同様な方法によりまして規定いたしたい。大体におきまして現在日本で使用を認めておりますのは、外資委員会の認可を経て認めておりますので、殆んど大部分はそういうものが入るようなふうにこの範囲を指定いたしたいと考えておるところを御了承願います。ただ一部では調べてみますと、何か販売方法等の改善等のための特別の考慮を払つておる例もありますけれども、そういう種類のものは除外しても止むを得ないのじやないかと思ひます。或いはその他一般に外資委員会の認可を経まして日本に入つて来ております特許権につきましては、大体入りますようにいたしましたが、追加いたしますると、同様の規定が改正されることにならうと考えております。

るのですが、その場合においてこれは源泉で取るのでですから、無論向うの、この工業所有権者に間接に課税すると、いうことにまあるわけなんですね。納稅義務者としての工業所有権者になるわけですね、外国の……。その場合にお話では向うで、仮にアメリカならアメリカとして、今二重課税の排除について御議論があるようですが、あれができればこつちで課税すれば、向うでは免除されるということになるのですから、そこちらで負担するといふことはやめてもらいたいということを、まあ交渉する期間を与えるというような御説明であつたのですが、それは相手方があることですから向うでそれは困る、初めから課税されたらそれはお前のほうの負担になるものとしてやつているのだから、更に自分のほうで返してもらへんかと言つても、それはいかんと言えば、なかく、問題はむづかしいのであつて、使用料がそれだけあがくなつてある関係になるわけだけあがくなつてあるといふうな、負担はこつちへさしておいて、向うは向うでそれを返してもらうといふようなことができるような心配はないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) その点につきましては、若干そういう心配はすくましても、若干そういう心配はすくまでも二重課税の、條約の下打合せを行いました際におきましたが、まあ向うもあるのでござりますが、まあ向うの発生地主義と申しますが、その國におきまして生じた所得に対しましては、その所得者がどこに住んでいよ

うとその国で優先的に課税する、この原則はアメリカもイギリスもフランスもドイツも、全部主な国は大体どの国も認めておるのでございまして、むしろ日本の側におきまして所得税法は若干その点が少し国際的な行き方と立ち定めたらとこぎますか、少し寛容に運れていたと申しますが、少しうまく日本側におきまして、今度所得税法をえまして、先ずこの原則を設定したらとこぎますのがこの今度の改正の趣旨でございまして、特許権でも映画の使用料でも、日本に使わして、日本で運転さして、日本で生まれた所得を外国へ持つて行くといふ、そういうものにつきまして日本ではやはりそり考へて、高率課税は無理ですが、国際的に認められた範囲の或る課税をするといふのは、これはもう異存はないと思ひます。国際法で行きまして当然のことと思ひます。実際問題といたしましても、アメリカとの間に下打合せをしました場合にも、そういう原則論については一つも異存はない。向うでは、最近の傾向として、頗りにい傾向だということで、承認してあるくらいの原則でございます。そこで問題は、併しながらといつて向うでは更にそれだけを返してもらへんかといつたつて、二重課税をしてはいけないといふので、相互に條約を結びまして、発生地で課税する税額は、お互いに話合いできめまして、その程度をきめていたのでござりますが、住所地で課税する税額は、お互いに話合いできめまして、その所得につきましては、日本で課税された所得税額は、その所得者がアメリカに住んでいるためにその所得者は全部の所得に対しても課税されるわけですが、課税する場合の税額から

日本で納めるところのものを控除して課税しよう。こういう方向で二重課税を調整する。これも現在各國間に確立された一つの原則になつております。それでアメリカは更に一步進めまして、どうせそういう條約を結ぶことになるということを前提にいたしまして、現在でもそれは控除する、すでに外國で納めた所得税はアメリカ側で課税する場合におきまして、アメリカの税額から控除するという規定を設けておるのでござります。それで條約を結びますと、国際的にアメリカは縛られる。こういうことになるわけでございまして、従いまして私どもそういう点から考えますと、御指摘のような件は日本でかかる約束で税はお前のほうで負担すると言つてあるから、つまり喧嘩をするわけですね。その人の負担が使用者の負担になつてしまふというようないでなければ、向うで返してくれなければそれでよいわけなんですが、併しそれは税は納めたに違ひない、納めたけれども自分たるのではなく、納めたけれども自分の懐ろからは納めないで、使用者が払つてくれたんだ、払つてくれたんだから納税はしておるに違ひないのだから、アメリカで返してくれといふように思ひますと、そこまではお話中上げにべき筋合のものではないかと、実際問題としまして、然らば必ずぞうなるといふ種類でございますから、私は普通の人でござりますれば当然心諾すべき筋合のものではないかと、実際問題としまして、然らば必ずぞうなるといふ種類でございますから、私は

○黒田英雄君 今のお話の、値上げをして、どうせそういう條約を結ぶことになるということを前提にいたしまして、どうせそういうことを前提にいたしまして、現在でもそれは控除する、すでに外國で納めた所得税はアメリカ側で課税する場合におきまして、アメリカの税額から控除するという規定を設けておるのでござります。それで條約を結びますと、国際的にアメリカは縛られる。こういうことになるわけでございまして、従いまして私どもそういう点から考えますと、御指摘のような件は日本でかかる約束で税はお前のほうで負担すると言つてあるから、つまり喧嘩をするわけですね。その人の負担が使用者の負担になつてしまふというようないでなければ、向うで返してくれなければそれでよいわけなんですが、併しそれは税は納めたに違ひない、納めたけれども自分が払つてくれたんだ、払つてくれたんだから納税はしておるに違ひないのだから、アメリカで返してくれといふように思ひますと、そこまではお話中上げにべき筋合のものではないかと、実際問題としまして、然らば必ずぞうなるといふ種類でございますから、私は普通の人でござりますれば当然心諾すべき筋合のものではないかと、実際問題としまして、然らば必ずぞうなるといふ種類でございますから、私は

○黒田英雄君 アメリカあたりとは話し合ひされておるということであるのですが、ほかの國のほうはやはりそういう話し合ひは今年末までにですね、済むといふような話が目算があるのです。○政府委員(平田敬一郎君) その点は、実際上の交渉のこととございまして、私はどちらかからそういう方法を講じたら一番目的を達成するかということにつきましてまで、どうも余りいい意見を持ておりまして、まあ従いましてそうしておきまして、できる協力な立場につきましては、できる協力を協力して行きたいと思いますが政

府で余り干渉するといふことはできませんので、何らかの方法で円滑に公開化と協力しておきたいと思いますが、この点につきましては、どうも私どもこれにつきましても同じような方法で二重課税を防止するよ

うな措置を講じて参りたい。それが必ず一月一日までにできるかというお話を伺いますと、そこまではお話し申上げにくいと思いますが、できるだけ早い機会に実現いたすようにならうと思います。

0
第六章

○政府委員(平田敬一郎君) これは一つのまあ考え方だと思いますが、私令回改正しようというのは、これは実にその国際原則になかつた又日本國の立場といいたましても、今特許権の使用料だけで年額三十億円程度支払つておりますが、使用料だけでござりますがそれに対しやはり全然課税しないといふのは、どうも所得稅法の建前からいいますと面白くない。そういう趣旨が基本になつてこれはやるのでござりますが、実施につきましては、成るべく今までに契約せられるかたゞゝの負担はできるだけ雁交ないようになつたい、そういうことにつきましては十分な配慮を加えたいと思う次第でござりますけれども、どうもいろ／＼な事情なり、いろ／＼な故障等がありまして、場合によりますと、若干そういう点につきまして負担が加わつて来るということになりますが、これは課稅の原則といいたしまして、若干の程度なればいたし方ない場合もあろう。併しきれば恐らく一月一日から実施されば課稅しました源泉課稅につきましては、当然私は調整ができるのではないかと思いますが、更にこの施行期日を延期するというお考えはありますか。

と考へておる次第でございまして、今
一月一日以後の問題につきましてはこ
こではつきり申上げることは少しどう
かと思う次第でございます。まあその
ときの事情によりまして、なお且つ再
検討しなくちやならん場合も出て来る
かと思ひます。

るわけでござりますが、又お互の色
相関係等考慮しまして、余り高く課税
するのは妥当でないという見地から、
まして今の方では大体一五%ずつ課
税することにしまして、ずっというと
語弊がございますが、源泉では一五%の
程度の課税を認めまして、その分は相
互に控除するということにいたしました
と考えております。

○菊川幸夫君　酒のやつですが、第二
の二ページの(3)、「臨時物資需給調整
法の廃止に伴い、従前通り配給酒類の
ついて酒税の加算税を免除するため必
要な規定を設けること」と、これで特
別措置法の二十五條によつて「生産の
奨励その他の用に供するもので命令で
定めるものについては」、これは一休
具体的に申しますと、どういうものを
指すございますか。

○政府委員(平田敬一郎君)　大体具体
的に今考えておりますのは、主要食
糧の増産や或いは供出の報奨、つまり
農家に対する特別配給、これを一番中
心に考えております。その次は震災、
風水害等によりまして、応急の必要と
応じまして、災害用としまして、復興
事業等に從事しました者に対しまして
特配をする、これもやはり継続をいた
したいと考えております、それからもう
一つは、密造取締を盛んにやつてお
りますが、これはやはりいろいろ問題
がござりますので、そういう取締に關

えといたしましては、できれば全部
めてしまふ段階に來てはいるのではな
かと思つておりますが、併し一部
例えば石炭とか、鈍山の炭坑の中には
るとか、こういうような人の場合に
きましては、やはり何か配給を継続
てくれないかというような強い要望
もござりますので、まあそういう問
につきましては若干研究するという、
えをいたしておる次第でござります。
主たる部分は農村方面に対する特配
お考え願いたいと思います。
○菊川孝夫君　この生産の獎励特配
でございますが、例えは今度電源の開
発等で労務者は山奥へ相当入つて、
く、やはりこういつたようなものに
私は命令で定めるべきではないか。
これから一般の労務者にも、場所を限
まして、労務用の特配酒販売所、特
港務労働者であるとかいつたような
中は酒がなければ仕事ができんわけ
すな。それから小運搬の、運送店の仲
といつたような重労働に從事する者
こういつたものには必要施設の傍に
定の販売所を設けてコップ酒を売ら
ると、そういうところには特配酒を
らせるというような方法はやれないと
ですか。又職場を通じて今まで労務
に相当特配をやつておつたのですが
これは今度は全然なくなつてしまふ
ですか。

ほど申上げましたように、炭坑労務とか、非常に何と申しますか、ヘビーワークをやりまして、酒類に対し必要な度が強いもの、そういうものにりまして或る程度配給をするかしないか、そういう問題につきましてはなに若若干研究してみたいと思つております。今お話を電源開発等の場合にどうするか、これもそのときの事情によっては、その範囲、事情等に応じて研究することにしてみたまつて思つておりますが、思ひますので、予算を狂わすほどののではないと思いますので、そのとおりまして、まあ大した数値には上らんないで済んでしまうのではないかとおもふのです。今お話を電源開発等の場合にどうするか、これは原則としても今度の範囲、事情等に応じて研究することにしてみたまつて思つておりますが、あ併し一般的には農村以外の鉱工業配給は、これは原則としても今度やめる、どうにも必要止むを得ざるのにつきましてはなお今後よく研考しておられるべき実行する、こういふのを考えで実はおる次第でござります。

、りらや るれ出た、故ま うじもはのまときもとりうまおに限て・者

連したものでござります。そうじや、そのほかに鉱工業に対しましても相特配をいたしておりましたが、まあの点につきましては、先般も申上げましたように、実はどうも今までのよなやり方は少くとも改めたい。今のど

年度までは相当範囲を広くしまして一年に上下一升ずつくらいですから一年に二升くらい配給しているのが普通であるのですが、どうも普一般の地上労務者に対しまして配給するのは、もう情勢がそこまで必要がないのではないかと考えております。

ほど申上げましたように、炭坑労務とか、非常に何と申しますか、ヘビーワークをやりまして、酒類に対し必要な度が強いもの、そういうものにりまして或る程度配給をするかしないか、そういう問題につきましてはなに若若干研究してみたいと思つております。今お話を電源開発等の場合にどうするか、これもそのときの事情によっては、その範囲、事情等に応じて研究することにしてみたまつて思つておりますが、思ひますので、予算を狂わすほどののではないと思いますので、そのとおりまして、まあ大した数値には上らんないで済んでしまうのではないかとおもふのです。今お話を電源開発等の場合にどうするか、これもそのときの事情によっては、その範囲、事情等に応じて研究することにしてみたまつて思つておりますが、思ひますので、予算を狂わすほどのではないと思いますので、そのとおりまして、まあ大した数値には上らんないで済んでしまうのではないかとおもふのです。

気の毒だというような災害がありましたが、場合に従来やつておりまして、極く小さい事故等がありました場合におきましては従来も余りやつておらなかつたと思います。その辺のところは事情に応じまして適切を期したいと考えております。

とになつて、もう鉱工業労働者のほうは全然必要はないということになりますと、やはり農家のほうも同じようなふうに私は考へるのでござりますが、これは一體農家だけを残すといふ理由は、鉱工業生産労働者のほうの特配も必要はなくなつたといふような情勢で

用、或いは供出しました場合におきまして或る程度安い価格で供給してやる、それによりまして間接的に密造対策等に資するというようなことも私は相當意味があるのでないかと存じます。工場、鉱山等におきましても、間接にそういう労務者相手に密造酒を造

持込んで来て、而もそれが安いから皆
密造焼酎のところにたかつて行つてしま
うから、ああいうところに特別の指
定飲酒所といふものをこしらえて、切
符でも渡してやつて、今までのよ
うな頭割の配給をするといふようなことに
なりますと、横流しといふようないろ
いろな弊害もありましょ。走つて、

絶するといふことが個體の折衷をうるという意味じやなくて、私は常識から行きましてやはり尤もじやないかと、その他のもにつきましてはこの際大いに検討しまして、全鹿児は大縮小するという考え方でありますことを御了承願いたいと思います。

○菊川幸夫君 災害復旧という場合に
は、これはその天災地変の復旧、こう
いう意味でございますが。
○政府委員(平田敬一郎君) 主として
はそういうふうに考えておる次第でござ
りますが、併し列車事故等も非常に常
莫大な事件等がありまして、その復旧に
は相当な激しい緊急な労働を必要とす
る、そういう場合には、そういう復旧
を早くするためにやはり酒の配給が非
常に有効である、こういうような場合
が仮にあるとすれば、これは私考えて
もいいと思ひますが、従来の例により
ますと、余りそういう例はどうやらかと申
しますと少いのじやないかと考えて

はどうもちよつとわからんのでございま
すが、而も供出したその報奨に今も
う酒を出さなければならんような時代
ではないと思う。酒をああいう配給切
符制で酒給しておるときならば、これ
は酒を特配でやるということも必要だ
らうと思いますが、百姓は酒を好むか
らということになれば、重労働者の連
中なんかは皆酒がなければ立つて行か
んと、こういうことになるのであります
して、必要性では一緒だと思うのですが、
一体差別待遇をする理由はつきりした
根拠はわからんのですが、平田さん、どうい
うところから差別待遇を

あ若干類似の事情もござりますが、農村では若干その程度が違いますので、そういう点も併せ考慮しまして、この農家に対しましてはもう少し一つ継続して配給してやるようにならうかと、まあこういう考え方でございます。それで鉱工業等につきまして、先ほど申上げましたように、一応全部やめる方針でいたのでございまするが、菊川さんの御意見もございまするし、又あつちこつちからの意見もございまして、今やはりもう広汎に過ぎておりますので、これはやはり整理いたしたいと思いますが、どうしても酒が緊急に必要なら、こういったものに対しまして

一ヶ月間働いた者には切符を何枚や
る、その特殊のところへ行つて飲めば
安く飲めるというような方法もお考え
を願つて、或る程度重労働者に特配を
やる、農家にだけ特配をやらないで、
こういう連中は酒なしには立つて行か
れん連中だから、こういうものにも特
配するということを一つ講じてもらいたい
と思うので、まあこれは考慮され
るということですから、この辺で質問
を終つておきます。

○ 政府委員(平田謙一郎君) これは通
二等は特別二等に切替えつあるの
で、あれを特別二等だけ通行税をかけ
るといふことになると、あれは三百円
料金を出すのですが、どのくらいの税
金がかかるのか。それからもう一つ
は、特急に乗りました場合には、特急
は今全部特別二等でございますが、そ
うすると特急料金のほかに又かかるの
でござりますか、この点を一つお伺い
いたしております。

○菊川孝夫君 これは今まで労務用兵配といふやつで、はつきり言いますと、酒といふものは、これは半分くらいい税金を飲むようなものでありますから、その面においてこれは労働者によつては相当有利な特配であつたわけですが、これが全面的に廢止してしまつて、農家だけは残すと、この理由はどうもよくわからぬのですが、まあ廣川農林大臣あたりから大分ねだらうと思いますが、農家を残すといふのは或る程度実情に応じてよろしきを得るよりほかないので存する次第であります。

○政府委員平田敬（郎君）これは一つは……別に農林大臣から非常に注文を受けけてやつたわけではございません。実は御承知の通り農村の密造という問題が社会的にも大きな問題になつておりますて、これを私どもはできるだけ少くいたしたい、これは鉱山地帯の密造でもやはり同じでござりますが、農家は何しろ酒を造る原料を持っているので、自分で簡単に造つて飲む、悪いところはそれを売つて変なことをしておるということもありますから、農村の側におきましてはそういう事情もやはり頭に入れて考えざるを得んのじやないかという考え方でございまして、そのためにはやはり増産奨励

必要がある。このことから税金に対する影響は、おのずから数量を限定いたしました。なお引き続きやるかやらないか、酒税收入に影響を及ぼさない範囲内で、実行できればやつてみるかどうか、目下若干検討中であることを附加えておきます。

大分縮めて参りまして、価格の差は、現在は自由販賣酒五百六十五円に対しまして配給酒が四百八十五円、大体割五分くらい安くなつております。それから焼酎が一般のものが四百二十円に対しまして特配酒が三百六十円、これもやはり一割五分くらい安くしております。まあここまで接近して参りますと、余り特配酒自身の何と申しますか、特配の価値もそれほど大きくなはない。これを相当広汎に少しづつばら撒いても意味が少いのじやないか、こういう意味で整理しよう。併し農村は何と申しましてもこれは酒を造る原料を持つておるので、それでありますから、これはやはり或る程度安い酒を供

行税の税率は御承知の通りに二割になつておりますが、二割の通行税を課税しよう、そうして以前は、非常に近距離の別といたしまして、二十五キロ以上上の三等乗客にも全部低い税率で課税していたのであります。これは大業者課税のそりを免れないというので、昭和二十五年度の改正で、二等以上に課税しようと。その代り二等以上に課税しよ。では、相対力もあるから若干高い税率で課税しようと。従来は五%の税率がありましたが、二等以上二割課税になりましたのを、二等以上二十五年に変更することに、実は通行税を二十五年にえたのでございます。その後特別二等車というものができまして、特別の座席料と申しますか、特別の料金を取る

ような措置をとることが妥当であると考えまして、実は実行に移したような次第でありますので、その点御了承願いたいと思う次第でございます。

○木村禪八郎君 実際の問題として、実情はよくわかるのですが、税法の建前上、一点単価の問題と、所得の税金をかける場合の、所得の標準率を下げる下げないの問題とは、これは一応区別しなければならないと思うのです。そうしませんと他の課税との不均衡ですね、これは相当大きい問題になつて来るのです。それで、ほかの問題と関連せしめて課税標準率を動かすといふことになれば、方々からいろいろな問題が起つて来ると思うのです。例えば給与ベースを上げることが困難だから、そのときにはやはり課税標準率を下げるとかあるいは商店なんかの申告納税の場合、不景気になつたからそれも考えて標準率を下げる、こういう問題も起きて来ると思うのです。ですからその単価の問題は、確かに私は今主税局長が御説明されたようなことはわかるんですけれども、税法の建前上……医師会という大きな力があるから、その力によつて今みたましいことができた。若しかこれは力が弱いところであつたら、そういうことができないんじやないかと、こういうような考え方があるから、その点をもつと合理的に何かできること、僕はどうも納税上、税法の建前上よくないんじやないかと思うんです。この点をもつと合理的に何かできませんものか。単価の問題とこの問題とを関連せしめることは、少し無理じやないかと思うのですが、その点ほかとの振り合ひがありますから、どうですか。

○政府委員(平田敏一郎君) お説御尤

もな点が多いと思いますが、私ども極

ものはやはり実際に即しまして妥当を期することは当然の職責でございまして、そういう見地から常に勉強し、努力しなくちやならんと思ひますけれど

も、ほかの関係でそれをどうするといふことにつきましては、政治的意図等をかけて、これは相当大きい問題になつて来るのです。それで、ほかの問題と関連せしめて課税標準率を動かすといふことになれば、方々からいろいろな問題が起つて来ると思うのです。例えば給

与ベースを上げることが困難だから、

○木村禪八郎君

私は、税自体が全体として重いですから、税が少くなると

いうことに對しては、決して私は不賛成じやないのですけれども、こういうやり方は、税法違反にならないか、私はどうも税法違反になるのじやないかと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(平田敏一郎君)

これは結

局三〇%，まあ収入に対しまして大体

三〇%，これが一つの標準率でござい

ますが、従つて税務署は収入を調べま

して三〇%の標準率を掛けまして所得

を見出すわけでござります。これは所

得を見出す一つの方法でござりますけ

れども、それが結果におきまして実際

の所得に対し、著しく低くなつてお

る、実情通りでないということでござ

りますれば、木村さんの話のような

問題になりますが、併し昨年のよう

に、薬代は上つた、診療收入は余り単価

が植えない、こういう場合におきまし

ては、所得率は下がつてあるといふこ

うなことで熱心に政府としまして、審

査特に考えるといふことは、私は木村

さんのお話の通り、余り面白くないこ

とだと思ひますので、まあそういうよ

うなことで熱心に政府としまして、審

査しました際に、この問題も併せて取

上げまして、実情に即するような解決

ができるだけ國つて行くといふうに

いふ印象を與えたことは、私も十分今後

注意したいと思いますが、私どもやは

り医者の実情に即しまして、適正な所

得を見付け出しができるか、そういう

ことによりまして、こういう問題は處理して行きたいと考えておる次第であります。

○木村禪八郎君 前は五五%乃至六〇

%、それが三〇%或いはそれ以下にな

るといふふうに思ひますので、そういう

ことになります。たゞ一点

で余り動かすといふことは、これはや

はり木村さんのおつしやる通り余り面

白くないことだと考へます。ただ一点

で單価の問題自体が、やはり薬代は上つ

て單価は据え置かれておるので、お医

者さんが苦しい、お医者さんが苦しい

ということは、同時に所得が非常に少

くなつておる。そのことは延いては売

上に対しまして……売上という言葉が

ございますが、診療收入に対しましてする

ものがございまして、まあそういう問

題が出た際に、同時にやはり所得税の

標準率といふ問題等が取上げられまし

て、その合理的な解決を図つてくれ

ら特に考へるといふことは、私は木村

さんのお話の通り、余り面白くないこ

とだと思ひますので、まあそういうよ

うなことで熱心に政府としまして、審

査しました際に、この問題も併せて取

上げまして、実情に即するような解決

ができるだけ國つて行くといふうに

いふ印象を與えたことは、私も十分今後

注意したいと思いますが、私どもやは

かといふふうに考へて措置いたしまし

た次第でござりますので、その点御了承願いたいと思う次第でございます。

○木村禪八郎君 前は五五%乃至六〇

%、それが三〇%或いはそれ以下にな

るといふふうに思ひますので、そういう

ことになります。たゞ一点

で余り動かすといふことは、これはや

はり木村さんのおつしやる通り余り面

白くないことだと考へます。ただ一点

で單価は据え置かれておるので、お医

者さんが苦しい、お医者さんが苦しい

ということは、同時に所得が非常に少

くなつておる。そのことは延いては売

上に対しまして……売上という言葉が

ございますが、診療收入に対しましてする

ものがございまして、まあそういう問

題が出た際に、同時にやはり所得税の

標準率といふ問題等が取上げられまし

て、その合理的な解決を図つてくれ

ら特に考へるといふことは、私は木村

さんのお話の通り、余り面白くないこ

とだと思ひますので、まあそういうよ

うなことで熱心に政府としまして、審

査しました際に、この問題も併せて取

上げまして、実情に即するような解決

ができるだけ國つて行くといふうに

いふ印象を與えたことは、私も十分今後

注意したいと思いますが、私どもやは

は課税の均衡をとるために氣をつけら

れる必要があるのじやないかと思う。

こういう形しやなく、何かほかの形

で、本来なら單価の問題としてこれは

解決すべきだつたと思うのです。それ

を税のほうに持つて来てしまふと、こ

れはほかに、それに責任のない人のほ

うに責任を負わせる。それでこれによ

る減税分はほかの人が税金を納めてカ

バーするということになるのですよ。

この点十分今後気をつける必要がある

のじやないかと思うのです。私はこれ

る減税分はほかの人が税金を納めてカ

バーするということになるのですよ。

この点十分今後気をつける必要があります。

○政府委員(平田敏一郎君)

私は、税自体が全体として重いですから、税が少くなると

いうことに對しては、決して私は不賛成

成じやないので、どうしよう。

○政府委員(平田敏一郎君)

これは結

局三〇%，まあ収入に対しまして大体

三〇%，これが一つの標準率でござい

ますが、従つて税務署は収入を調べま

して三〇%の標準率を掛けまして所得

を見出すわけでござります。これは所

得を見出す一つの方法でござりますけ

れども、それが結果におきまして実際

の所得に対し、著しく低くなつてお

る、実情通りでないということでござ

りますれば、木村さんの話のような

問題になりますが、併し昨年のよう

に、薬代は上つた、診療收入は余り単価

が植えない、こういう場合におきまし

ては、所得率は下がつてあるといふこ

うなことで熱心に政府としまして、審

査特に考へるといふことは、私は木村

さんのお話の通り、余り面白くないこ

とだと思ひますので、まあそういうよ

うなことで熱心に政府としまして、審

査しました際に、この問題も併せて取

上げまして、実情に即するような解決

ができるだけ國つて行くといふうに

いふ印象を與えたことは、私も十分今後

注意したいと思いますが、私どもやは

かといふふうに考へて措置いたしまし

た次第でござりますので、その点御了承願いたいと思う次第でございます。

○木村禪八郎君 前は五五%乃至六〇

%、それが三〇%或いはそれ以下にな

るといふふうに思ひますので、そういう

ことになります。たゞ一点

で余り動かすといふことは、これはや

はり木村さんのおつしやる通り余り面

白くないことだと考へます。ただ一点

で單価は据え置かれておるので、お医

者さんが苦しい、お医者さんが苦しい

ということは、同時に所得が非常に少

くなつておる。そのことは延いては売

上に対しまして……売上という言葉が

ございますが、診療收入に対しましてする

ものがございまして、まあそういう問

題が出た際に、同時にやはり所得税の

標準率といふ問題等が取上げられまし

て、その合理的な解決を図つてくれ

ら特に考へるといふことは、私は木村

さんのお話の通り、余り面白くないこ

とだと思ひますので、まあそういうよ

うなことで熱心に政府としまして、審

査しました際に、この問題も併せて取

上げまして、実情に即するような解決

ができるだけ國つて行くといふうに

いふ印象を與えたことは、私も十分今後

注意したいと思いますが、私どもやは

かといふふうに考へて措置いたしまし

た次第でござりますので、その点御了承願いたいと思う次第でございます。

○木村禪八郎君 前は五五%乃至六〇

%、それが三〇%或いはそれ以下にな

るといふふうに思ひますので、そういう

ことになります。たゞ一点

で余り動かすといふことは、これはや

はり木村さんのおつしやる通り余り面

白くないことだと考へます。ただ一点

で單価は据え置かれておるので、お医

者さんが苦しい、お医者さんが苦しい

ということは、同時に所得が非常に少

くなつておる。そのことは延いては売

上に対しまして……売上という言葉が

ございますが、診療收入に対しましてする

ものがございまして、まあそういう問

題が出た際に、同時にやはり所得税の

標準率といふ問題等が取上げられまし

て、その合理的な解決を図つてくれ

ら特に考へるといふことは、私は木村

さんのお話の通り、余り面白くないこ

とだと思ひますので、まあそういうよ

うなことで熱心に政府としまして、審

査しました際に、この問題も併せて取

上げまして、実情に即するような解決

ができるだけ國つて行くといふうに

いふ印象を與えたことは、私も十分今後

注意したいと思いますが、私どもやは

かといふふうに考へて措置いたしまし

た次第でござりますので、その点御了承願いたいと思う次第でございます。

○木村禪八郎君 前は五五%乃至六〇

%、それが三〇%或いはそれ以下にな

るといふふうに思ひますので、そういう

ことになります。たゞ一点

で余り動かすといふことは、これはや

はり木村さんのおつしやる通り余り面

白くないことだと考へます。ただ一点

で單価は据え置かれておるので、お医

者さんが苦しい、お医者さんが苦しい

ということは、同時に所得が非常に少

くなつておる。そのことは延いては売

上に対しまして……売上という言葉が

ございますが、診療收入に対しましてする

ものがございまして、まあそういう問

題が出た際に、同時にやはり所得税の

標準率といふ問題等が取上げられまし

て、その合理的な解決を図つてくれ

ら特に考へるといふことは、私は木村

さんのお話の通り、余り面白くないこ

とだと思ひますので、まあそういうよ

うなことで熱心に政府としまして、審

査しました際に、この問題も併せて取

上げまして、実情に即するような解決

ができるだけ國つて行くといふうに

いふ印象を與えたことは、私も十分今後

注意したいと思いますが、私どもやは

かといふふうに考へて措置いたしまし

た次第でござりますので、その点御了承願いたいと思う次第でございます。

○木村禪八郎君 前は五五%乃至六〇

%、それが三〇%或いはそれ以下にな

るといふふうに思ひますので、そういう

ことになります。たゞ一点

で余り動かすといふことは、これはや

はり木村さんのおつしやる通り余り面

白くないことだと考へます。ただ一点

で單価は据え置かれておるので、お医

者さんが苦しい、お医者さんが苦しい

ということは、同時に所得が非常に少

くなつておる。そのことは延いては売

上に対しまして……売上という言葉が

ございますが、診療收入に対しましてする</p

うに誤解を受けるような結果に相成りましたことにつきましては、私どもも今後十分注意いたして参りたいと思う次第であります。それから又一般論をおいたしまして、正規の方法によらないで、適当な行政措置等でこの問題の解決をよろしくやるというようなことは、これは私なりにできるだけ避けては、これは私なりにできるだけ避けたいたいと思います。

○木村駿八郎君 私はそういう街答申
なら了承できません。これは農村に
における課税においても同じようなこ
とが起つて来ると思うのです。それは
原料が高くなつたから引合わないで收
入が少くなる。そこで標準率を引下げ
るということは、これは農民によつて
ちゆうシエーレの問題が起るのですか
ら……。そうして米価はきまつてお
る。そうして資材が上つて来た。そこ
で農民の収入が少くなつたら農民に對
してはこういうようなことをされるか
といふのですよ。ですから、そこは医
師会というあいいう力が強いから標準
率を半分以下に下げた。農民はそうい
うふうに團結的なそういう組織がない
から、そういうことが起つてもそういう
うことを通してできないといふこと
となるので、私はこういう措置はこ
れは決して合理的でないと思う。これ
を合理化するように御答弁されるなら
ば私は承服できない。これはどんなこ
とがあつても……。もつと大きな政黨
問題になると思う。そういうふうに言
われれば一点單価の問題を税金の課税
の標準率の引下げによつて解決する
いうことは、これは許されない問題で
す。そういうことはこういうことが起つて

非常な悪例です。こういう悪例をすべきじゃない。これは決していいことじきじやない。それは決していいことじきじやないなら私は了承できるのです。今後こういうことはしたくないといふなら……併しこれは止むを得なかつたという御答弁で、私が今指摘したことの一 般論として取扱われる。これは抽象論として私は言つておるのじやない。実際問題としてそんならほうぼうにこういうことが起つて来る。そなつたら一体どうするか。それが適正であるかないかは実際調べて見なければわからない。現実に……。ところが農村にそういう問題が起きたら現状を一々皆調べる、そういうことがで起きるかというのですね。だから一点單価の問題を税のほうにこういうよう駆逐して来るということは、私は原則としてよくない。こういうことはやるべきじやないと思う。私はこれは非常に悪例になると思う。悪例ですからこういうことはもうしたくないのだ、こういう御答弁ならないのですよ。それを何か合理化されるように御答弁されるならば私は承服できないのです。

得率が下る。これは非常に常識的にも考えられる節でございまして、従いまして、そういう事情を十分考慮しまして標準率の問題につきまして妥当を期することにした。それが時あたかも一点単価の問題がありまして、それに引つかけましてそういう問題を解決したのじやないか、こうふう点におきまして木村さん非常に面白くないところでいうことでござりますれば、これは私はやはりそういう点は確かにどうかと思うということは先ほど申上げておる通りでございます。ただ併し事柄の実体自体は一点単価の問題と基礎になる事情が同じでありますので、やはりそういう實際に所得の標準率の問題も実情に応するように是正を加えよう。こういう要望が出來るものこれは別に私はそう不自然なことではない。そういう際に從来のいろへ調査したもの等に基きまして妥当と認めましてやります。従いまして三〇にしたことが果して実際に即したか即しないか、これはどこまでも追及されるべきことであると、こうふうふうに考える次第でござりますが、どうもそういうふうにしたこと自体が今どうかといふような点になりますと、これは私は少しどうも木村さんのお話の通りに悪いといふことは、どうも認めがたいことを御了承願いたいと思います。で、一般的にその他の問題と関連しまして、税法の運用上すべきでないことをするとえますが、税法上正しく運用の途とし

おきましたして、併せてそういう措置を講ずるということになりましても、それは考えられぬのじやないか。その辺まあ若干これは結局程度の差になるかと思ひますが、意見と申しましようか、得たいと思う次第でござります。

○木村義八郎君 それはまあこの医師会のほうは、事情どうしても止むを得なければ了承できますが、それならばかのほうでそういうことが起つた場合どうなるのですかね。例えば、中小企業者でもそういう問題が起つたときやはりそういう手加減ができるかといふと、実際はその力の弱いところはできぬのです。そこは問題があつて、たまたま力が強いからこういうことにならぬのであつて、そういうことはもつと権衡上……。弱いところは結局そういうことが起つたらやはり考慮されるべきだと思うのです。それは成るほど一う医師会のほうでこういうことをやるならば、ほかのほうにおいてもそういうことが起つたらやはり考慮されるべきだと思ひますよ。だから若しかこういふことになつてはありますけれども、最近の申告納税のあれを見ましても、なか／＼一応税務署のほうで、申告前に、事前に大体指示類が来て、そう得がなければ、それは低くきめるということになつてはありますけれども、

告成績が悪いということを我々聞かれておりますが、力の弱いところは結局泣き寝入りするという結果になるので、私はまあ質問したのですが、これにはまあ見解の相違になりますから、一応まあ主査局長の御答弁は御答弁として聞いておきましたして、まだ私割切れな点つて見たいたいと思います。

○政府委員(平田敬一郎君) ちょっとと農業の標準の話がございましたので、ちょっとと附加えて申上げておきたいと思います。この問題も米価が問題になりますようなどきにもしよつちゅう実は問題になるのであります。で、米価審議会等におきましたも、やはり所得の見方等につきまして、米価をきめる際におきまして、参考に私どもの意見を徴されるような機会がございます。まあそういう際にやはり適正な所得を見出すためにどうあるべきかというような意見なり要望があるわけでございまますが、まあ私ども別にその事自体をいからといふことまでは言ひにくい。やはり常に農業所得でござりますれば、あらゆる機会を捉えまして、正しい意見を聞く、それから表情に即するようにして下さいということで、標準率の問題等につきましては常に適正化を図つておる次第でございます。それから農業のほうは全国一律にきめがたい事情もござりますので、成るべく中央からばはいろいろ、この委員会等における論議その他のことにおきましたも、会議等で十分注意いたしまして、各実情に即しまして妥当な標準率ができる上のように努めておる。まあそういう点、

そういう問題は別として、直接データをどうするこうする、こういう筋合いのものではございませんが、そういういろいろな機会におきまして、やはり問題になりまして、正しい所得を見出すために常に努力をしておるということは、この機会に木村さん御不満でしようが、一言附加えて申上げておきたいたいと思います。

いまでのと、普通の場合におきましては余り取り過ぎにはならない、そういう点が求められ得るのじやないかと思ひます。三万円にいたしますか、四万円にいたしますか、その辺最終的に資料を収集中でござります。いずれ近く資料が集りましたらきめる考え方でござります。

がいいでしようが、あなたでその資料があれほどどういう状態になつておるか。

○政府委員平田（一郎）先般も申上げました通り、この問題は本年度といたしまして、私どもやるかやらないか大分検討した問題でございまして、まあ結論が二十七年度としましては少くともいざれも実行するのは不適当だ、こういう結論に到達いたしましたて、その改正は実は提出を混合せたよ

近の実情で社会保険の年間の払込を計算して見ますと、相当増加しておりますが、収かと思つてはいたのでありますか、最近の高限を上げるか上げないかという問題が、六十億くらいの減少が予想されました際は八十億近くになる。こうなりますと、ちょっととやはりそれだけ減税するということは如何であろうかなどといふのが一つ、それから先ほど申上げましたように、三万円の勤労控除の長期間を上げるか上げないかという問題が、近の実情で社会保険の年間の払込を計算して見ますと、相当増加しておりますが、収かと思つてはいたのでありますか、最近の高限を上げるか上げないかという問題が、六十億くらいの減少が予想されました際は八十億近くになる。こうなりますと、ちょっととやはりそれだけ減

○政府委員(平田敬一郎君) これは主として社会保険の収入が大部分であ

はあちこちの会社から、無数のことな
から収入がございますので、ちょつと

今、更正決定を受けたペーセンテージ、この更正決定による金額の差です。

問題を総合して考えた上で、その年をして果していずれが妥当か、こうい

が老いて隠されたり林に隠された問題の解決はむずかしいのじやないかと

う場合におきまして一割の源泉課税を
しますとやはりあとで返さなくちゃな
らん場合が非常に多く出る。そういう
点ができるだけ避けたい。ほかの配当
とか、ほかのものと違いまして、この
ほうは基金から、「一カ所から払います
ので、割合にその点の調整かし易い。
あちこちから無数の方面から源泉課税
の所得を受ける場合におきましてはこ
れはなか／＼むずかしいのでございま
すが、社会保険のほうは幸いにしまし
て基金のほうからまとめて払われま
す。それで毎月の収入金幾ら幾らから
源泉課税しようということになりま

医者の社会保険みたいな調整をやることは困難のようでございますので、このほうはもう一律に一〇%ずつ源泉課税をする。医師のほうはさつき申しましたように受ける先が社会保険は一本になつておりますので、従つて一定額以下を外しましてもそな弊害はない、こういう趣旨で合談つておりまして、医師会のほうではできるだけ高くそれをきめてもらいたいという希望もあるようでございますが、こちらとしましては大体大した過誤納が普通の場合で出ないようなところできめたい、こういう意味で話しておるような次第であります。いずれ今申上げましたところの前段で了解を得るものと考えてお

ね、どういうふうになつておるか、それもできれば知らせて頂きたいと思ひます。それからあなたのはうでも先般の私の質疑によつて例の勤労控除額の引上げ及び社会保険料について考慮することは懸案としてお認めになつておるわけです。その資料を頂きましてたが、その社会保険の払込保険料の所徴控除により昭和二十七年度に七十九億円減税になるということでありますが、前の勤労控除の額を五万円に引上げると六十一億何かがし減収になるで、あなたのほうとしては、今局長としてはやるとすれば、まあできれば方ともやつたほうがいいわけですが、どちらかやり、両方ともやれなないと

う考え方で決定すべき筋合いのものにやないかと思いますので、この際にまずが優先すべきかということにつきましてはちよとお答えを留保さして頂きたいと思います。

○木村種八郎君 この二十七年度に不適当であるというふうに結論を出されましたが、その理由ですね、この前我々伺ったときには大体この源泉税額収益与所得者が非常に不利になつているということは認められたわけなんですね。従つて主税局長もこの保険料、会保金についてもこういう考慮、研究されたことは諒いたしますが、一七年度に不適当であるという結論に達したのはどういう理由か、税収だけ

いう点を考えまして、実は今回は提案をいたさなかつたような次第でござります。なお先ほど御指摘になりました。この社会保険料の値上げの問題、それから国庫負担問題等もございますが、まあこの立法的な問題になりますと、やはりそういう問題もどういうふうとなるかということやはり考えなくてはならないということもあろうかと思ひます。まあ、そういういろいろな点からいたしまして、今回としましては何かであろうか、将来もう少しよく検討して見たい、こういう考え方で提案を合したような次第でございます。

て、通説編にかかる分をとどけるたゞしくて、
という趣旨で規定をいたしたのであります。
なお月三万円乃至四万円、この
程度のところできめたらどうか。そう
しますと、所得率を当てはめて計算し
て見ますと、大体自由診療も若干こぎ

○小林政夫君 それから青色申告の由告者に対し、ああいうような特典ができたわけですが、更正決定の状態でですね、これは国税局長官に聞いたのはう

うことは税収の関係のみとすれば、確かに減税等を考える場合には是非どちらかから手を避けなければならんことになるわけですが、その点についてはどういうお考えを持っておりますか。

○政府委員(平田謙一郎君) 今のお話を伺
ねは社会保険の控除の問題と了承しますが、これはお話の通り税収の問題大分大きく響いております。で、少

とは認められてゐるのですから、
とすればほかにどういう形で不均衡を
直そうとされてゐるか、他の方法を「
いたい」と思う。

○政府委員(平田敏一郎君) これは先般も木村さんにお話申上げました通り、所得を的確に把握すると申しますが、事業所得等につきまして、実類調査を相当多数行いまして、できる限りその趣旨に努めています。で、營業者の場合等におきましても、国会等で大分一律に上げるという御非難を受けたのでございますが、決して一律には上げておるわけじやない、相當調べまして從来やはり課税漏れになつておる方面におきましては、できる限り調査いたしまして、的確な所得をつかむ、こういうことに努力をいたしておる次第でありまして、私はそういう点から行きましたが、二十六年分の申告所得税の課税は従来に比べますとよほど私はやはり改善されつある。これはまだ最終結果はわかりませんので、はつきりしたことは今数字的に申上げる段階に至つておりますが、そういう努力は実は相當重ねておるのでござります。

の農民の勤労控除をどうするか、或いはその他のいろいろの問題がござりますので、まあ今度としましてもう少し将来の研究に委ねよう。こういう趣旨でございまることを御了承願いたいと思います。

○木村謙八郎君　それは私は言い逃れだと思うのですよ。この大蔵委員会の公聴会では全財の齊藤さんの公述にてれば、申告納税が悪いのですよ。それはやはり税金が絶対的に重いということがあるので、最近悪いということは自然的な、この過重な税金に対する抵抗である。こういうようにも見られる、こういうふうに言つておるくらいでありますから、所得を的確に捕捉すると言いましても、それは実質的に増税になつて来ると思うのです、そういう方面には……。ですからそれはやるとしでも実際はもうすでに重いのですから困難であつて、やはりその給与所得のほうを減らすといふ形においてやつて行かなければ実験問題としてこれは解決つかないのじやないかと思うのですよ。そう言われててもすでに過重なんですから、これは議論になりますから、是非私はそういう形で解決しようと思つてもできませんから、積極的にやはり勤労控除或いは社会保険の控除ですか、今のような控除というような形で考えなければ駄目ですから、これは議論になりますから、その程度に……。つきましては事業所得その他につきましても事業所得その他のにつきましては……。

な税率の引下げなり、全体としての地
の引上げ等によりまして、税法通り
のきちんとした負担に持つて行ける
意見として承わりまして非常に実に
意見としてして賛成したわけであります。
それで私ども一番そういう角度から問題
にしておりますは、このことでござ
いまして、従いましてこういうことと
に関しましては、できる限りそういうふ
な努力をいたしまして、どうにも匙を奪
げたという時分におきましては、私はそ
もはやはり止むを得ぬとして後退せざ
るを得んが、まだ匙を投げるのは早急
ぎると、こういうふうな努力をいたし
ますことを一言附加えさして頂きました。
○小林政夫君 今のどちらから手を差
けてやるかという問題は、一遍大臣の見解を質したいと思いますので、至
急に相談しておひいて下さる。
○委員長(平沼沼太郎君) じゃ本日は
この程度で散会いたします。
午後四時二十一分散会

(租税特別措置法の一部改正)
第一條 租税特別措置法等の一部を改正する法律
第一條 第一條中「富裕税」の下に「財産税」、
「税」を加え、「及び印紙税」を「印
紙税 酒税及び揮発油税」に改め
る。
第三條第一項中「規定する對外
支払手段」の下に及びその他命令
で定めるこれと同等の価値があ
るもの」を加え、「地方債又は同法
を「地方債 同法」に改め「受益
券」の下に「又は貸付金債権」を加
え、「又は配当所得」を「配当所得
又は当該貸付金債権の利子」に改
め「第十八條」の下に「若しくは第
四十一條を加え、同條第二項中
「又は証券投資信託の受益證券」を
「証券投資信託の受益證券又は付
付金債権」に改め、「収益」の下に
「若しくは利子」を加え、同條の次
に次の二條を加える。
第三條の二 所得税法の施行地に住
所及び一年以上居所を有しない個
人又は法人税法の施行地に本店若
しくは主たる事務所を有しない
人が、その有する第五條第一項
規定する事業の用に供する工業產
有權その他の技術に関する権利(ア
は特別の技術による生産方式及び
これに準ずるもの(これらの権利に
に関する使用権を含む。)で、これら
の法律の施行地外において取扱
したもの)のうち命令で定めるもの
の提供に因り、昭和二十七年四月日

一日から同年十二月三十一日まで
の間に支払を受ける所得税法第一
條第二項第六号に規定する所得に
ついては、同法第十七條、第十八
條及び第四十一條の規定は、これ
を適用しない。

前項に規定する個人又は法人
が、その有する同項に規定する命
令で定めるものの提供に因り昭和
二十九年一月一日以後支払を受け
る所得税法第一條第二項第六号に
規定する所得に対する同法第十七
條、第十八條及び第四十一條の規
定の適用については、これらの規
定に規定する百分の二十の税率
は、百分の十の税率とする。

前項の規定は、同項の規定の適
用を受けようとする者が、当該工
業所有権その他の技術に関する権
利又は特別の技術による生産方式
及びこれに準ずるもの（これらの
権利に関する使用権を含む。）が第
五條第一項に規定する事業の用に
供するものであり、且つ、所得税
法の施行地外において取得したもの
のである旨を示して、その所得の
支払をなす者の備え付ける帳簿に
その氏名、国籍及び住所又は名称
及び主たる事務所の所在地並びに
命令で定める事項の登載を受けた
場合において、その登載を受けて
いる期間に限り、これを適用す
る。

第四條第三項中「所得税法の施行
地における」を削り、「通常必要な金
額が同法」を「通常必要な金額として
大蔵大臣の定める金額が所得税法」
に改める。

租税特別措置法等の一部を改正する法律

- 案
一、通行税法の一部を改正する法律案
二、災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一
部を改正する法律案

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

○小林謙太君　今とのどちらから手を差
けてやるかという問題は、一遍大臣の見解を質したいと思いますので、至急
に相談しておいで下さる。

○委員長(平沼謙太郎君)　じや本日は
この程度で散会いたします。

午後四時二十一分散会

ますことを一言附加えきして頂きます。

勢力をいたしまして、どうにも避けたといふ時分におきましては、私どもはやはり止むを得ぬとして後退せざるを得んが、まだ匙を投げるのは早過ぎるに違ひない。

それで私ども一番そういう角度から問題にしておりますのは、このことでございまして、従いましてこういうことに関しましては、できる限りそちら

のきちんとした負担に持つて行けるところに行くべきではないか。御意見として承わりまして非常に実に一般論として賛成したわけであります。

しても、的確に所得を把握して一般的な税率の引下げなり、全体としての扣除の引上げ等によりまして、税法通り

る法律案
租税特別措置法等の一部を改正
する法律
(租税特別措置法の一部改正)
第一條 租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次の
ように改正する。
第二條 中「富裕税」の下に「財產
税」を加え、「及び印紙税」を「印
紙税、酒税及び揮発油税」に改め
る。
第三條 第一項中「規定する対外
支払手段」の下に「及びその他命令
で定めるこれと同等の価値があ
るもの」を加え、「地方債又は同法
を「地方債、同法」に改め「受益証
券」の下に「又は貸付金債権」を加
え、「又は配当所得」を「配当所得
又は当該貸付金債権の利子」に改
め、「第十八條」の下に「若しくは第
四十一條を加え 同條第二項中
「又は証券投資信託の受益証券」を
「証券投資信託の受益証券又は貸
付金債権」に改め、「収益」の下に
「若しくは利子」を加え、同條の次
に次の一條を加える。
第三條の二 所得税法の施行地に住
所及び一年以上居所を有しない個
人又は法人税法の施行地に本店又
は特別の技術による生産方式及び
人が、その有する第五條第一項に
規定する事業の用に供する工業建
物に関する使用権を含む)で、これら
の法律の施行地外において取得し
たもののうち命令で定めるもの
の提供に因り、昭和二十七年四月

一日から同年十二月三十一日まで
の間に支払を受ける所得税法第一
條第二項第六号に規定する所得に
ついては、同法第十七條、第十八
條及び第四十一條の規定は、これ
を適用しない。

前項に規定する個人又は法人
が、その有する同項に規定する命
令で定めるものの提供に因り昭和
二十八年一月一日以後支払を受け
る所得税法第一條第二項第六号に
規定する所得に対する同法第十七
條、第十八條及び第四十一條の規
定の適用については、これらの規
定に規定する百分の二十の税率
は、百分の十の税率とする。

前項の規定は、同項の規定の適
用を受けようとする者が、当該工
業所有権その他の技術に関する権
利又は特別の技術による生産方式
及びこれに準ずるるもの(これらの
権利に関する使用権を含む)が第
五條第一項に規定する事業の用に
供するものであり、且つ、所得税
法の施行地外において取得したも
のである旨を示して、その所得の
支払をなす者の備え付ける帳簿に
その氏名、国籍及び住所又は名称
及び主たる事務所の所在地並びに
命令で定める事項の登載を受けた
場合において、その登載を受けて
いる期間に限り、これを適用す
る。

第四條第三項中「所得税法の施行
地における」を削り、「通常必要な金
額が同法」を「通常必要な金額として
大蔵大臣の定める金額が所得税法」
に改める。

第五條第一項中「(その年の総所得

金額から所得税法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十二條の四の規定により控除をなす場合においては、当該所得の収入金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額（以下同じ。）を割り、同條第四項第一号及び第二号中「技術に関する権利」の下に「若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの」を加える。第五條の二第三項中「（その年分の総所得金額から同法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十二條の四の規定による控除をなす場合においては、当該所得の金額からこれららの規定により控除すべき金額を控除した金額）」を削る。

第五條の三に次の一項を加える。
第五條第一項及び前條第一項並びに第一項の規定の適用に關し必要な事項は、命令でこれを定める。
第五條の十三の次に次の一條を加える。
第五條の十四 法人が、その有する資産再評価法第三條第九号に規定する賠償指定施設につきその指定の解除を受け、当該資産について、新たに帳簿額を附した場合において、その新たに附した帳簿額（以下「新帳簿額」という。）の合計額がその新たに帳簿額を附した日を含む事業年度の所得金額に等しいか若しくはこれをこえるときは又は当該新帳簿額の合計額に相当する金額をこえるときは、当該法人が納付すべき当該事業年度の所得税額の合計額を控除した金額の三割に相当する金額をこえるときは、

度の法人税法第二十六條第一項若しくは第三項又は第二十六條の二第一項に規定する法人税額(当該新帳簿額の合計額を控除した金額の三割に相当する金額をこえときは、そのこえる金額が当該所得金額から当該新帳簿額の合計額を控除した金額の三割に相当する金額をこえときは、そのこえる金額が当該所得金額のうちに占める割合を当該法人税額に乗じて得た金額に相当する法人税額)に相当する税額の法人税の納付の期日は、同法第二十六條第一項及び第三項、第二十六條の二第一項並びに第二十六條の三の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、当該税額の三分の一に相当する税額については当該事業年度終了の日から八箇月を経過した日の前日、当該税額の三分の一に相当する税額については当該事業年度終了の日から二十箇月を経過した日の前日とする。前項の規定を受けた法人に係る同項に規定する新帳簿額の合計額が当該法人の同項に規定する事業年度の所得金額と等しいか又はこれをこえる場合においては、法人税法第二十六條の三の規定は、これを適用しない。

項中「当該法人税額の二分の一に相当する金額」とあるのは「当該法人税額から租税特別措置法第五条の十四第一項の規定によりその納付の期日の延期を認められた税額を控除した税額の二分の一に相当する金額」とする。

第一項の規定の適用を受けた法人が同項に規定する事業年度の翌事業年度において法人税法第十九條第一項の規定により同項に規定する申告書を提出する場合には、同項に規定する前事業年度の法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額には、第一項の規定により納付の期日の延期を認められた税額を含まないものとする。

第一項の規定により納付の期日の延期を認められた法人が当該延期を認められた期間内に終了する各事業年度において法人税法第二十六條の第四項の規定により法人税額の還付の請求をなした場合においては、政府は、命令の定めるところにより、当該延期を認められた税額の全部又は一部をこれに充当することができる。

第一項の規定の適用を受けた法人が同項の規定により納付の期日の延期を認められた法人税をその納付の期日までに完納しなかつたときは、政府は、国税徵収法第九條の規定により、これを督促する。

第九條の次に次の二條を加える。

での間に新築した家屋で命令で定めるものの所有権の保存の登記については、命令の定めるところにより、当該期間内に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、他の法令に特別の定めのある場合を除き、登録税法の規定にかかわらず、当該家屋の価格の千分の一とする。家屋につき当該期間内に増築をなし、当該増築後の家屋がその命令で定める家屋に該当するものである場合における当該増築に因る家屋の床面積の増加に係る所有権の保存の登記の登録税の額についても、また同様とする。

前項に規定する家屋の取得のための資金の貸付がなされる場合にその貸付に係る債権の担保として、当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、命令の定めるところにより、他の法令に特別の定のある場合を除き、登録税法の規定にかかわらず、債権金額の千分の一とする。

第九條の三 民法第三十四條の規定により設立された法人で更生緊急保護法第五條第一項の規定により更正保護事業を営むことについて中央更生保護委員会の認可を受けたものが同法第六條の規定により行う事業の用に供する土地又は建物の所有権の取得の登記については、命令の定めるところにより当該土地又は建物が当該法人の同條の規定により行う事業の用に供するものに限り、その登記の登録税を免除する。

第一項及び第二項の規定は、これらの方の規定の適用を受ける土地等の再評価に係る資産再評価法第四十七条第一項の規定による申告書にこれらの項の規定の適用を受ける旨の記載をなした場合に限り、これを適用する。

第十六條第一項中「第十四條第一項又は第二項の適用を受けるもの」を「当該収用、換地処分又は交換に係る從前の土地又は土地の上に存する権利のうち当該補償金の額又は清算金の額に対応する部分」に改め、同條第二項中「交換の時後譲渡、遺贈、遺贈を交換の時後譲渡、遺贈被相続人の相続人にに対する遺贈を除く。以下同じ。」に、「当該譲渡、相続、」を「当該譲渡」と改める。

第十七條中「又は地方公共団体に対する贈与若しくは」を「若しくは地方公共団体又は民法第三十四条の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人で命令で定めるものに対する贈与又は」に改める。

第十八條を次のよう改める。

第十八条 個人が、居住の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利を譲渡し、当該譲渡の日以後一年間にその者の居住の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当該土地の上に存する権利を取得し、その取得した財産(以下居住用取得財産といふ)が、命令の定める期間内に、その者の居住の用に供する家屋、当該家屋の存する土地又は当

ことが明らかであるときは、命令の定めるところにより、同項に規定する「居住用取得財産の取得価額」とあるのを「居住用取得財産に係る命令の定めるところにより政府の承認を受けたその取得価額の見積額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

前項の規定の適用を受けた同項に規定する居住用取得財産について、その取得価額が同項の規定により読み替えられた第一項の規定による適用を受けた当該居住用取得財産について政府の承認を受けたその取得価額の見積額に対し過不足額があることとなつた場合には、その者は、所得税法第十七條の規定による修正申告又は更正の請求をすることができる。

前項に規定する場合に該当する場合において、同項の規定による修正申告がないときは、政府は、所得税法第四十六條の規定に準じて所得金額を更正する。

第十九條 個人が、耕作の用に供する土地又は当該土地の上に存する耕作に関する権利を譲渡し、当該譲渡の日前一年又は当該譲渡の日以後一年の間にその者の耕作の用に供する土地又は当該土地の上に存する耕作に関する権利を取得し、その取得した財産(以下耕作用取得財産といふ)が、命令の定める期間内に、その者の耕作の用に供する土地又は当該土地の上に存する耕作に関する権利となつた場合(当該財産が、当該期間内に、更に耕作以外の用に供する土地又は当該土地の上に存する権利となつた場合は、当該土

得税法第九條第一項の規定の適用について、命令の定めるところにより、当該譲渡した財産(以下耕作用譲渡財産といふ)の譲渡による収入金額が当該耕作用取得財産の取得価額をこえるときは、当該耕作用譲渡財産についてはその譲渡による収入金額に対応する部分についてのみ譲渡があつたものとみなし、当該耕作用譲渡財産の譲渡による収入金額が当該耕作用取得財産の取得価額以下であるときは、当該耕作用譲渡財産の譲渡がなかつたものとみなす。

前條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた耕作用譲渡財産につき、その取得の時後譲渡、遺贈又は贈与があった場合において当該譲渡、遺贈又は贈与による所得税法第九條第一項第八号に規定する譲渡所得の計算をする場合について、前條第三項から第五項までの規定は、前項に規定する耕作用譲渡財産の譲渡があつた場合について、前項において、前條第二項から第四項まで中「居住用譲渡財産」とあるのは「耕作用譲渡財産」と、「居住用取得財産」とあるのは「耕作用取得財産」と読み替えるものとする。

第二十條 第十八條第一項及び前條第一項に規定する居住用譲渡財産とともに金銭その他のものであり、且つ、当該交換によるものであります。

当該居住用取得財産又は耕作用取
得財産以外の財産を取得しなかつ
た場合においては、これらの規定
を適用せず、所得稅法第九條第
項又は資産再評価法第八條第二項
若しくは第九條第一項の規定の適
用については、当該居住用譲渡財
産又は耕作用譲渡財産の譲渡がな
かつたものとみなす。

第一項第三号に規定する所得の計算上必要な経費を算入する。第五条の五第二項の規定は、この場合について、これを準用する。

法人が、昭和二十七年一月一日から昭和三十一年十二月三十一日までの間に貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する命令を定める家屋を取得して、これを住家の用に供したときは、その貸家の用に供した日以後三年内の日を含む各事業年度について法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該家屋の償却範囲額は、その貸家の用に供した日以後三年間限り、これらの規定により計算される当該家屋の償却範囲額(これららの規定に定める償却額)の百分の百五十に相当する全額(これらの規定に定める償却額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した全額)とする。第五条の六第二項及び第三項の規定は、この場合について、これを準用する。

第二十二条 個人の有する財産について相続税法の規定による物納があつた場合においては、所得税法の適用については、当該財産についての同法第九條第一項第七号は第八号に規定する所得がなかつたものとみなす。

第二十三條 小型機船底びき網漁業整理特別措置法第六條の規定により整理すべきものとして指定された船舶をその指定の時に個人が有し、且つ、当該船舶を基準日にして

その者が有していた場合において、
その者が当該船舶を命令の定める
ところにより沈め、同法第九條の
規定により補助金の交付を受けた
ときは、当該船舶を資産再評価法
第八條第二項に規定する資産と、
当該船舶が沈められたことを当該
船舶の譲渡と、当該補助金を当該
譲渡の対価とみなして同法の規定
を適用する。

前項に規定する船舶について資
産再評価法第八條第二項本文の規
定により行なわれたものとみなされ
た再評価の再評価額及び同項但書
に規定する再評価の限度額は、同
項の規定にかかわらず、前項に規
定する個人が当該船舶について交
付を受ける。同項の補助金の額と
する。

前項の規定は、同項の規定の適
用を受ける第一項に規定する船舶
の再評価に係る資産再評価法第四
十七條第一項の規定による申告書
に前項の規定の適用を受ける旨の
記載をなした場合に限り、これを
適用する。

第二十四條 個人が財産税又は相続
税を課せられた場合において、そ
の課税價格の計算の基礎に算入さ
れたもののうちで旧外貨債処理法
による借換済外貨債の証券の一部
の有効化等に関する法律第三條规定
借換に際し当該外貨債に代えて發
行された国債、地方債又は社債が
あるときは、政府は、命令の定め
処理法第二條第一項の規定による
一項の規定によりその証券が有効
なものとされた外貨債の旧外貨債

債 地方債又は社債で財産税又は相続税の課税価格の計算の基礎となつたものを有していなかつたものとし、その者が当該外債債を有していたものとみなして、財産税又は相続税の課税価格及び税額の更正をすることができる。

第二十五回 酒税法第二十七條ノ二

第一項に規定する酒類製造者(以下本條中酒類製造者及び指定販売業者といふ。)が酒類製造者及び指定販売業者以外の者に対する製造場又は指定販売業者の販売場(以下本條中指定販売場といふ。)から移出する酒類(酒類製造者がその製造を廃止し若しくはその製造の免許を取り消された場合又は指定期販売業者がその販売業を廃止し若しくはその販売業の免許若しくはその指定を取り消された場合において、その製造場又は指定販売場に現存する酒類同法第四條ノ二第三号の規定により移出したものとみなされるものとある。)のうち、生産の奨励その他の費用に供するもので命令で定めるところにより、同法第二十七條の二第一項の規定により加算する酒類を免除する。

前項の規定は、指定販売業者以外の酒類販売業者が、特殊用途酒類として移入した酒類を、酒類販造者及び指定販売業者以外の者に対して、販売場から特殊用途酒類以外の酒類として移出する場合へ

(その者が特殊用途酒類として移入した後これを飲用に供した場合を含む)においては、これを適用しない。この場合においては、酒類製造者又ハ政府ノ指定スル酒類販売業者(指定販売業者ト称ス以下同ジ)とあるのを「政府ノ指定スル酒類販売業者(指定販売業者ト称ス以下同ジ)」以外ノ酒類販売業者」と称ス以下同ジ)以外ノ酒類販売業者」と、「製造場又ハ販売場ヨリ移出スル酒類及保税地域ヨリ引取ル酒類」とあるのを「租税特別措置法第二十五条第一項ニ規定スル特種用途酒類トシテ移入シタル後特殊用途酒類以外ノ酒類トシテ移出スル酒類(其ノ者ガ特殊用途酒類トシテ移入シタル酒類ニシテ其ノ者ノ飲用ニ供シタルモノヲ含ム)」と、第三十五条ノ二第一項中「酒類製造者又は指定販売業者」とあるのを「指定販売業者以外の酒類販売業者」と、「製造場又ハ販売場」と読み替えて、同法第二十七条ノ二第二項及び第三十五条ノ二第一項の規定を適用する。

酒類製造者の製造場又は指定販売業者の指定販売場から移出した特殊用途酒類が酒税法第二十七条の二第一項の規定により加算する酒税を課せられた又は課せられるべきであつたものであるときには、命令の定めるところにより、当該酒類製造者又は指定販売業者がその移出した月の翌月以降において納付すべき酒税額から、当該酒類について同項の規定により課せられた又は課せられるべきであつた又は課せられるべきである。

この酒税額に相当する額を還付する。この場合においてその移出した月の翌月以降において納付すべき酒税額がないときは、その他事由により控除を受けることが困難なときは、命令の定めるところにより、当該酒類について課せられた又は課せられるべきであつた酒税額に相当する金額を酒類業者に還付する。

第二十六條 命令の定めるところにより政府の承認を受けて、航空機用の燃料用に供する目的をもつて昭和二十八年三月三十一日までに製造場又は保稅地城から引き取る揮発油（命令で定める規格を有するものに限る）については、揮発油の税を免除する。

揮發油税法第七條第三項の規定は、前項の揮發油で政府の指定した期間内にその用途に供せられたことの証明のないものについて、これを準用する。

（酒税法の一部改正）

第二條 酒税法（昭和十五年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十^七條ノ二第一項前段 中「ニシテ臨時物資需給調整法ニキ配給スル酒類（配給酒類ト称フ以下同ジ）以外ノモノ」を削り、冒頭後段を削る。

第三十四條ノ二第二項 を次のとおりに改める。

二 刪除

第三十四條ノ二第三号中「配給酒類以外ノ」を削る。

第三十五條ノ二第二項 を削り、

第三十六條第二項中「若ハ 第二項」を削る。
第三十八條第四項を削り、同條第五項中「前二項」を「前項」に改める。
第六十一條第一項第一号及び第六十四條第一項第二号中「第三十五條ノ二第一項若ハ第二項」を「第三十五條ノ二第一項」に改める。
〔國稅徵收法の一部改正〕
第三條 国稅徵收法(明治三十年法律第二十一号)の一部を次のよう
に改正する。
第八條中「免除スルコトヲ得」の
下に「第七條第一項第三号乃至第五号ノ規定ニ依リ徵収ヲ猶予シタル場合又ハ第十二條ノ二第一項ノ規定ニ依リ滞納処分ノ執行ヲ猶予シタル場合ニ於テ納稅人ノ事業ノ現況其ノ他ノ状況ニ依リ已ムヲ得ザル事由アリト認メラル場合亦同ジ」を加える。

について物納があつたものから適用する。

3 改正後の租税特別措置法第三條の二第一項の規定は、同項の規定の適用を受ける工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む)の提供に関する契約に基き支払を受ける使用料で当該契約に定められているその支払期日が昭和二十八年一月一日以後の日であるものについては、適用しない。

4 改正後の租税特別措置法第十六

條第二項の規定は、同項に規定する資産について同項の収用、換地処分又は交換の時後昭和二十六年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈(被相続人の相続人に対する遺贈に限る)があつた場合においては、適用しない。

5 改正前の租税特別措置法第十八

條の規定は、この法律施行の際に信託会社(信託業務を兼営する銀行を含む)が引き受けた証券投資信託の信託財産に属する株式又は出資について支払を受ける利益の配当又は剰余金の分配に因る所得については、なほその効力を有する。

6 漁業法の一部を改正する法律

(昭和二十六年法律第三百九号)中小型機船底びき網漁業に係る部分の施行の際スクリューを備える船舶により底びき網を使用して行う漁業の用に供せられていた船舶で、当該部分の施行に伴い漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七

号)第六十六條の二第一項の規定により小型機船底びき網漁業の用に供することができなくなつたものその際個人が有し、且つ、当該船舶を資産再評価法(昭和二十五年法律第二百十号)第三條に規定する基準日にその者が有していた場合において、その者が当該船舶を当該部分の施行の日以後命令で定めるところにより沈め、命令で定める国庫補助金の交付を受けたときは、当該船舶を資産再評価法第八條第二項に規定する資産と、当該船舶の沈められたことを当該船舶の譲渡と、当該国庫補助金を当該譲渡の対価とみなして、同法の規定を適用する。この場合において、当該資産について資産再評価法第八條第二項本文の規定により行われたものとみなされた再評価の再評価額及び同項但書に規定する再評価の限度額は、同項の規定にかかるらず、当該国庫補助金の額とする。

7 前項後段の規定は、同項の規定の適用を受ける同項に規定する資産の再評価に係る資産再評価法第四十七條第一項の規定による申告書に、前項後段の規定を受ける旨の記載をした場合に限り、適用する。

8 酒類製造者又は酒類販売業者がこの法律施行の際所持する酒税法第二十七條ノ二第一項に規定する配給酒類は、この法律施行後は、改正後の租税特別措置法第二十五條第一項に規定する特殊用途酒類とみなす。

9 連合国財産の返還等に関する政

令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のよう改訂する。第三十

二條第六項中「第五條の二第三項」を「第五條の二第二項」に改める。

10 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次の

よう改訂する。

11 第四條第三項を削り、同條第四

項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項中

「第三項の規定は、所得税法第二十九條の規定による申告書に同項に規定する事業を承継し、且つ、

試験研究を繼續する事実の記載がある場合に限り、」を削り、同項を

同條第五項とする。

12 所得税法の一部を改訂する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改訂する。

13 附則第七項中「租税特別措置法を租税特別措置法等の正する法律(昭和二十七年法律第二百十号)による改訂前の租税特別措置法」を削除する。

14 第二十二条削除

15 第五條中「前條第一項」を「第十

四條第一項」に改める。

16 第二十六条中「相続」を削る。

17 第三十七条中次の二項を加える。

2 基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡又は贈与があり、第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされる場合においては、当該資産についての前項に規定する再評価差額は、同項に規定する再評価差額から十万円(その譲渡又は贈与があつた年において、当該資産以下「みなされ再評価資産」という)以外に、基準日において当該個人がこの法律の施行地において有する資産で、これについてその年ににおいて譲渡又は贈与があつた日までに終了した各事業年度において法人税法及び同法に基く命令の規定により所得の計算上損金に算入されるべきであつた当該資産の減価償却費の額の合計額を、企業再建築法第三條第一号ニに掲げる金額として計上した金額のうち当該資産に係るものに相当する金額から控除した金額)」を加え、同号の次に

第八條第二項中「相続又は遺贈」を「又は遺贈(被相続人の相続人に対する遺贈を除く。以下この章、第二章、第二十六條、第四章、第四十七條第一項、第五十三條第三項、第五十四條第一項、第六十二條第二項、

第六十三條第三項及び第九章において同じ。)」に改める。

18 第四條第三項を削り、同條第四

項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とし、同條第六項中

「相続」を削る。

19 第二十二条削除

20 第五條中「前條第一項」を「第十

四條第一項」に改める。

21 第二十六条削除

22 第三十七条中次の二項を加える。

2 基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡又は贈与があり、第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされる場合においては、当該資産についての前項に規定する再評価差額は、同項に規定する再評価差額から十万円(その譲渡又は贈与があつた年において、当該資産以下「みなされ再評価資産」という)以外に、基準日において当該個人がこの法律の施行地において有する資産で、これについてその年ににおいて譲渡又は贈与があつた日までに終了した各事業年度において法人税法及び同法に基く命令の規定により所得の計算上損金に算入されるべきであつた当該資産の減価償却費の額の合計額を、企業再建築法第三條第一号ニに掲げる金額として計上した金額のうち当該資産に係るものに相当する金額から控除した金額)」を加え、同号の次に

3 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡があり、第八條第二項又は第九條第一項の規定により再評価が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

4 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

5 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

6 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

7 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

8 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

9 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

10 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

11 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

12 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

13 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

14 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

15 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

16 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

17 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

18 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

19 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

20 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

21 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

22 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

23 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

24 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

25 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

26 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

27 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

28 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

29 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

30 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

31 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

32 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

33 前項の規定は、基準日において個人がこの法律の施行地に有する資産について基準日以後に譲渡が行われたものとみなされる場合について前項に規定する再評価差額の合計額との総額に対しても有する割合を十万円に乘じて得た額)を控除した額とする。

法人(以下この條において「旧会社」という。)が企業再建整備法による旧勘定及び新勘定を併合した日以後、当該第二会社が、その出資又は譲渡に係る賠償指定期設施について再評価を行つた場合においては、当該資産の当該出資又は譲渡の日の直前の帳簿価額(当該帳簿価額が、旧会社がその併合した日ににおいて同法第三條第一号ニに掲げる金額として計上した金額のうち当該資産に係るものに相当する金額をもつて当該資産を取得したものとみなした場合において、その併合した日以後当該資産について賠償の指定の解除があつた日までに終了した各事業年度において法人事法及び同法に基く命令の規定により所得の計算上損金に算入されるべきであつた該資産の減価償却費の額の合計額を、企業再建整備法第三條第一号ニに掲げる金額として計上した金額のうち当該資産に係るものに相当する金額から控除した金額に満たないときは、その控除後の金額)を当該資産の再評価額から控除した金額

第五十四条第一項中「相続若しくは」を削る。
第五十六条第四項中「昭和三十年十二月三十一日を含む事業年度」の下に(これらの項の規定によりその納付を延期された再評価税額のうち、該償指定施設の再評価に係るものがあるときは、当該再評価税額のうち政令の定めるところにより計算した当該賠償指定施設の再評価に係る部分の税額については、当該賠償指定施設についての基準日から五年を経過した日の前日を含む事業年度)を加える。

第五十八条第四項中「昭和三十一年の下に(これらの項の規定によりその納付を延期された再評価税額のうち、該償指定施設の再評価に係るものがあるときは、当該再評価税額のうち政令の定めるところにより計算した当該賠償指定施設の再評価に係る部分の税額については、当該賠償指定施設についての基準日から五年を経過した日の前日を含む年)を加える。

第六十条 削除

第六十一条 第二項中「相続」を削る。

第七十七条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、以下一号ずつ繰り上げ、同條第五項中「第一項第一号の規定に該当する場合で相続人が第六十一条第四項若しくは第五項の規定により指定された特定期においてその納付すべき再評価税額を完納しなかつた場合」を削り、「第三号若しくは第四号」を「第二号

十七項第一項第一号の規定の例により改正前の法第七十四項又は第五項の規定により指定された納期において納付すべき額を基礎とし、改正前の法第五十五条第三項若しくは第四項又は第五十四条第一項の規定による納期限の翌日から改正前の法第六十條第四項又は第五項に規定する納期限(当該納期限前に納付があつた場合は、当該納付の日)までの日数に応じ当該税額百円につき一日二錢の割合を乗じて計算した金額(当該納期限後に納付があつた場合においては、当該納期限の翌日から当該再評価税を納付する日までの日数に応じ、当該税額百円につき一日四錢の割合を乗じて計算した金額を加算した金額)に相当する利子税額とする。

通行税法の一部を改正する法律案

通行税法の一部を改正する法律案
通行税法昭和十五年法律第四十一号の一部を次のように改正する
第一條中「対合料金」の下に「(客車ノ特別ノ特許ノ設置ノ利用ニ付テノ特別料金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ今後同ジ」と加える。
附則第四項中「同法第九條」を「同法第六條」に改め、附則に次の二項を加える。

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
2 改正後の通行税法附則第六項の規定は、昭和二十七年三月一日以後徴収して納付すべき通行税から適用する。

災害被患者に対する租税の减免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被患者に対する租税の减免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被患者に対する租税の减免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被患者に対する租税の减免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

災害被患者に対する租税の减免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

第一條第一項中「総所得金額が三十万円」を「所得税法第九條第一項に規定する総所得金額及び同項第六号に規定する退職所得につき同号の規定により計算した金額の合計額（以下合計所得金額といふ）が八十万円」と、「所得税法」を「同法」と、「総所得金額が十五万円以下」を「合計所得金額が二十五万円以下」と、「総所得金額が十五万円をこえるとき」当該所得税額の十分の五」を「合計所得金額が五十万円以下であるとき」当該所得税額の十分の二・五」に改め、同條第二項中「総所得金額」を「合計

所得金額」に改め、「又は第二項」を削る。

第三條を次のように改める

に規定する七月予定申告書を提出した者(同法第二十一條の二第十一項の規定により申告書の提出があつた日においてその年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において前條第一項の規定の適用を受けることができる)ことなり、且つ、その計算した合計所得金額の見積額又は当該申告書に記載された合計所得金額又は予定納税額(同法第二十一條の二第十一項の規定による通知を受けた所得税額の見積額を基礎として計算した予定納税額が当該申告書に記載された合計所得金額又は予定納税額(同法第二十三條第二項の規定にかかるらず、命令の定めるところにより、当該災害のあつた日から二箇月以内に同項の規定による合計所得金額の見積額又は予定納税額の更正の請求をなすことができる。)

のに対するは、政府は、命令の定めるところにより、当該災害のあつた日以後のその年分の給与所得につき所得税法第三十八條第一項の規定による徴収を猶予し、又はその年一日から当該災害があつた日の前日までの間ににおいて受けた給与所得につき同項の規定により徴収された額を還付することができる。

前項の規定により給与所得につき所得税法第三十八條第一項の規定による徴収を猶予され、又は給与所得につき同項の規定により徴収された額の還付を受けた者は、その給与所得を受けた年分の同法第二十六條第一項、第二十六條の二第一項又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出しなければならない。この場合において、所得税法第二十六條第二項の規定は、これを適用しない。

第八條中「及び申請」を「申請及び請求」に改める。

第十條中「第二條、第四條」を「第二條から第四條まで」に改める。

附 則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行し、第二條の改正規定は、昭和二十七年分の所得税から適用する。

する繰入金に関する法律案
資金運用部預託金利率の特例に関する法律案

改正する法律
漁船再保險特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一條中「漁船保険法」を「漁船損害補償法(以下法ト謂フ)」に改め
る。

ノ歳出トス
第三條ノ四 普通保險勘定又ハ特殊
保險勘定ニ於テ決算上剩余ヲ生ジ
タルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ
當該勘定ノ積立金トシテ之ヲ積立
ツベシ

資金運用部預託金利率の特例に

四百一

ツノヤ

1 郵便貯金特別会計から資金運用部に預託された資金(以下「預託

第二條 本會計ハ之ヲ普通保險勘定、特殊保險勘定及義務勘定ニ区分す。

業務勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ収入ニ繰ベシ

律第一百号)第四條第三項の規定に
かわらず、同項第四号の規定に

再保險料、法第百三十九條第二項

〔第四條第一項中之会計〕並著
通保険勘定又ハ特殊保険勘定ニに、
「本会計ノ負担」を「当該勘定ノ負担」
又ハ「賃入」又「賃人金」に改め、同条第

「特別利率」という。)により利子

シ同事業經營上ノ再保險金法第
百四十條第一項ノ規定ニ依ル交付

「保險料ヲ以テ再保險金及再保險料ノ還付金」を普通保險勘定又ハ特殊保險勘定ニ於テ再保險料ヲ以テ再保險金

ばならない。

第三條ノ二

第六條第一項中「本会計ニ」を「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定ニ」に、
改める。

4 預託金に対する特別利率による

其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保
倅金、再保倅料、費才金、皆、全

第七條中「本会計」を「普通保険勘定及特殊保険勘定」に改める。

附則

第三條ノ三 業務勘定ニ於テハ法第

第六條 内閣ハ毎年度本会計ノ予算ヲ作成シ一般会計ノ予算ト共ニ之ヲ国会ニ提出スベシ

漁船再保険特別会計法の一部を改

トシ再保險事業ノ業務ノ執行ニ要 スル経費及其ノ他ノ諸費ヲ以テ其

第十條中「勅令」を「政令」に改め
を削る。

る。
附則 第二項を削る。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行し、昭和二十七年度の予算から適用する。
2 昭和二十六年度の予算及び決算並びに同年分の収入支出については、なお従前の例による。

- 3 この法律施行の際、この会計に属する旧漁船保険法(昭和十二年法律第二十三号)第十七條ノ二第二項の特約による保険の再保険に係る事業について、昭和二十六年度における同項に規定する事故の異常な発生により生じた損失を補てんするため、昭和二十七年度において、一般会計から、八千万円を限り、漁船再保険特別会計の特殊保険勘定に繰り入れることができる。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

三月十五日本委員会に左の事件を付託された。

未経過再保険料及び支払備金は、特殊保険勘定の所属となり、旧特殊保険以外の同法による保険(以下「旧普通保険」という。)の再保険に係る未経過再保険料及び支払備

金は、普通保険勘定の所属となすものとする。

4 前項に規定するものの外、旧特殊保険又は旧普通保険の再保険事業に係る権利義務は、政令で定めるところにより、それぞれ特殊保険勘定、普通保険勘定又は業務勘定に所属するものとする。

5 旧特殊保険又は旧普通保険の再保険事業に係る権利義務に関する経理は、それぞれ漁船再保険特別会計の特殊保険勘定、普通保険勘定又は業務勘定において行うものとする。

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一括会計からする繰入金に関する法律案

漁船再保険特別会計における漁

船再保険事業について生じた損失を補てんするための一括会計失を補てんするための一括会計

からする繰入金に関する法律

年法律第二十三号)第十七條ノ二第二項の特約による保険の再保険に係る事業について、昭和二十六年度における同項に規定する事故の異常な発生により生じた損失を補てんするため、昭和二十七年度において、一般会計から、八千万円を限り、漁船再保険特別会計の特殊保険勘定に繰り入れることができる。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

三月十五日本委員会に左の事件を付託された。

未経過再保険料及び支払備金は、普通保険勘定の所属となすものとする。

4 前項に規定するものの外、旧特殊保険又は旧普通保険の再保険事業に係る権利義務は、政令で定めるところにより、それぞれ特殊保

金は、普通保険勘定の所属となすものとする。

5 旧特殊保険又は旧普通保険の再保険事業に係る権利義務に関する経理は、それぞれ漁船再保険特別会計の特殊保険勘定、普通保険勘定又は業務勘定において行うものとする。

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一括会計からする繰入金に関する法律案

第九七二号 昭和二十七年三月一日

受取員 油井賢太郎君

員に年金下附の請願

請願者 大阪市生野区櫛橋南之町三ノ二六二 大山好夫外八十三名

金下附の請願(一通)

請願者 富崎県兒湯郡川南村一

請願者 波多野鼎君 左藤義詮君

請願者 宮崎県兒湯郡川南村一

請願者 渡辺良輔君

請願者 岩崎良輔君

請願者 田中良輔君

紹介議員 油井賢太郎君
この請願の趣旨は、第九七二号と同じである。

紹介議員 古池信三君

同組合理事長 加藤壽

瀬戸輸出陶磁器完成協

保外二十三名

最近国際通貨基金委員会の加工用地金

の価格制限撤廃に伴い、金地金の自由

販売制実施を要望する声が高いが、万

一これが実現されると、その価格は現

在に比し相当な値上がりとなり、金を使

用する輸出陶磁器の原価にも大きな影

響を与えることができるから、

外貨獲得ならびに輸出陶磁器関係業者

保護の見地より、加工用金地金の自由

販売制を取り止めたい。なお、こ

の実施が避けられない場合には、価格

に一定の制限を設ける等陶磁器輸出に

ついて格別の措置を講ぜられたいとの

請願。

紹介議員 山花秀雄君
日受理 第一〇九二号 昭和二十七年三月六日

銀行從業員賃給与に対する大蔵省の干

渉、統制排除の請願

請願者 福岡市下新川端町一八

全国銀行從業員組合連合会九州支部内 小林格

日受理 第一〇九二号 昭和二十七年三月六日

銀行從業員賃給与に対する大蔵省の干

渉、統制排除の請願

請願者 福岡市下新川端町一八

全国銀行從業員組合連合会九州支部内 小林格

日受理 第一〇九二号 昭和二十七年三月六日

銀行從業員賃給与に対する大蔵省の干

渉、統制排除の請願

請願者 福岡市下新川端町一八

全国銀行從業員組合連合会九州支部内 小林格

日受理 第一〇九二号 昭和二十七年三月六日

銀行從業員賃給与に対する大蔵省の干

渉、統制排除の請願

請願者 福岡市下新川端町一八

全国銀行從業員組合連合会九州支部内 小林格

日受理 第一〇九二号 昭和二十七年三月六日

銀行從業員賃給与に対する大蔵省の干

渉、統制排除の請願

請願者 福岡市下新川端町一八

全国銀行從業員組合連合会九州支部内 小林格

日受理 第一〇九二号 昭和二十七年三月六日

銀行從業員賃給与に対する大蔵省の干

渉、統制排除の請願

請願者 福岡市下新川端町一八

全国銀行從業員組合連合会九州支部内 小林格

われないようこれを即時停止させる有効な方策を講ぜられたいとの請願。

第一一二三号 昭和二十七年三月七日 受理

銀行従業員給与に対する大蔵省の干渉、統制撤除の請願

請願者 宮城県仙台市大町四ノ一七五、七十七銀行從業員組合内佐藤正一

紹介議員 愛知 接一君 この請願の趣旨は、第一〇九二号と同じである。

第五〇六号 昭和二十七年三月二日 受理

綿スマ織物工業者の金融危機打開に関する陳情

陳情者 東京都中央区築地二ノ八日本綿スマ織物工業組合会内 安藤梅吉

紹介議員 愛知 接一君 この請願の趣旨は、第一〇九二号と同じである。

理容美容業に対する所得税課税の適正について、第七および第十国会に請願の採択となつたが、いまだ実現しないのははなはだ遺憾である。しかし本業は企業性に乏しく、工業の如く大量生産を可能とする余地は全くない。その所得内容は、生産なし商取引における利潤の性質を持たない純然たる労働による対価であるから一般商工業者としての税率を課するには不合理である。よつて本業者に対する課税体形を勤労所得税の対象とするが、勤労所得者に準じた取扱をするよう特別の法的措置を講ぜられたいとの陳情。

第五四〇号 昭和二十七年三月六日 受理

水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する陳情

陳情者 東京都千代田区大手町二ノ八ノ一農村工業普及諸般粉協会長 山崎恒外四名

紹介議員 愛知 接一君 この請願の趣旨は、第一〇九二号と同じである。

綿スマ織物工業者は、昨秋来的織物市況悪化の影響でばく大な運転資金を必要としているが、綿業統制では公定価格値上りによる差益の大半を国庫に吸収せられたり、見かけ税率を適用せられた結果運転資金の備蓄がない現状であるが、商業資本に依存することも期待できないから、中小企業に属する綿スマ織物業者のために、(一)市中銀行の門戸を解放すること、(二)商工中金の資産源を増加すること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第五三九号 昭和二十七年三月六日 受理

理容美容業に対する所得税適正化の陳情

陳情者 広島市中本町三三

一ノ一全国理容連盟 内川島節良

陳情者 島根県議会議長 中島龍一

島根県は、大部分が早場米地帯であるため、本県に割当てられた超過供出量二万石のうち一万五千石は匿名供出制度発表當時すでに普通超過供出制度で出荷済であつた。従つて匿名供出制度発表前に供出された超過供出米は同度に対する課税を免除せられたいとの陳情。

理容美容業に対する所得税課税の適正について、第七および第十国会に請願の採択となつたが、いまだ実現しないのははなはだ遺憾である。しかし本業は企業性に乏しく、工業の如く大量生産を可能とする余地は全くない。その所得内容は、生産なし商取引における利潤の性質を持たない純然たる労働による対価であるから一般商工業者としての税率を課するには不合理である。よつて本業者に対する課税体形を勤労所得税の対象とするが、勤労所得者に準じた取扱をするよう特別の法的措置を講ぜられたいとの陳情。

第五四二号 昭和二十七年三月七日 受理

超過供出米獎勵金の課税免除に関する陳情